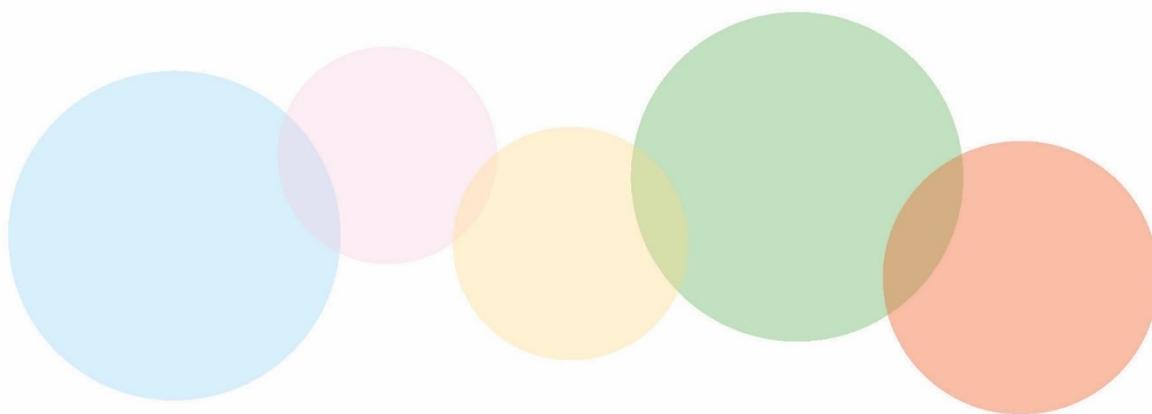


北茨城市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画



令和6年3月



# 目 次

第1編 北茨城市障害者基本計画 .....	1
序章 計画の概要 .....	1
1 計画の位置づけ .....	1
2 SDGs の実現に向けた取組 .....	2
3 上位計画及び関連計画 .....	2
4 計画期間 .....	4
第I章 北茨城市の概要 .....	5
I-1 基礎データ .....	5
1 人口と世帯数の推移 .....	5
2 年齢3区分別人口の推移 .....	5
I-2 障害者・障害児の状況 .....	6
1 身体障害者の状況 .....	6
2 知的障害者の状況 .....	7
3 精神障害者の状況 .....	7
4 各種受給の状況 .....	8
5 障害児の状況 .....	10
6 障害支援区分の認定状況 .....	10
第II章 障害者の意向 .....	11
II-1 調査の概要 .....	11
II-2 調査結果 .....	12
1 当事者に対する意向調査 .....	12
2 障害福祉サービス事業所 .....	19
3 保育所・認定こども園に対するアンケート .....	21
第III章 障害者福祉に関する課題 .....	25
1 第5次障害者基本計画における取組 .....	25
2 障害者福祉に関する課題 .....	27
第IV章 障害者福祉の基本理念 .....	29

第Ⅴ章 障害者福祉に関する取組	32
■基本方針-1 自立と支援が融合した地域社会づくり	32
■基本方針-2 地域と調和した暮らしを支える仕組みづくり	35
■基本方針-3 社会参加と交流を通じ、関係づくりを促進する機会づくり	40
■基本方針-4 安全・安心な暮らしを支える仕組みづくり	42
第Ⅵ章 計画の推進に向けて	45
1 計画推進の考え方	45
2 計画の進行管理	46
第2編 北茨城市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	47
第Ⅰ章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標	47
1 施設入居者の地域生活への移行	47
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	48
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	49
4 福祉施設から一般就労への移行等	50
5 障害児支援の提供体制の整備等	51
6 相談支援体制の充実・強化等	52
7 サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	52
第Ⅱ章 障害福祉サービス等の見込量	53
1 訪問系サービス	53
2 日中活動系サービス	55
3 居住支援・施設系サービス	58
4 相談支援サービス	59
5 地域生活支援事業	60
6 障害児福祉サービス	66
資料編	71

# 第1編 北茨城市障害者基本計画

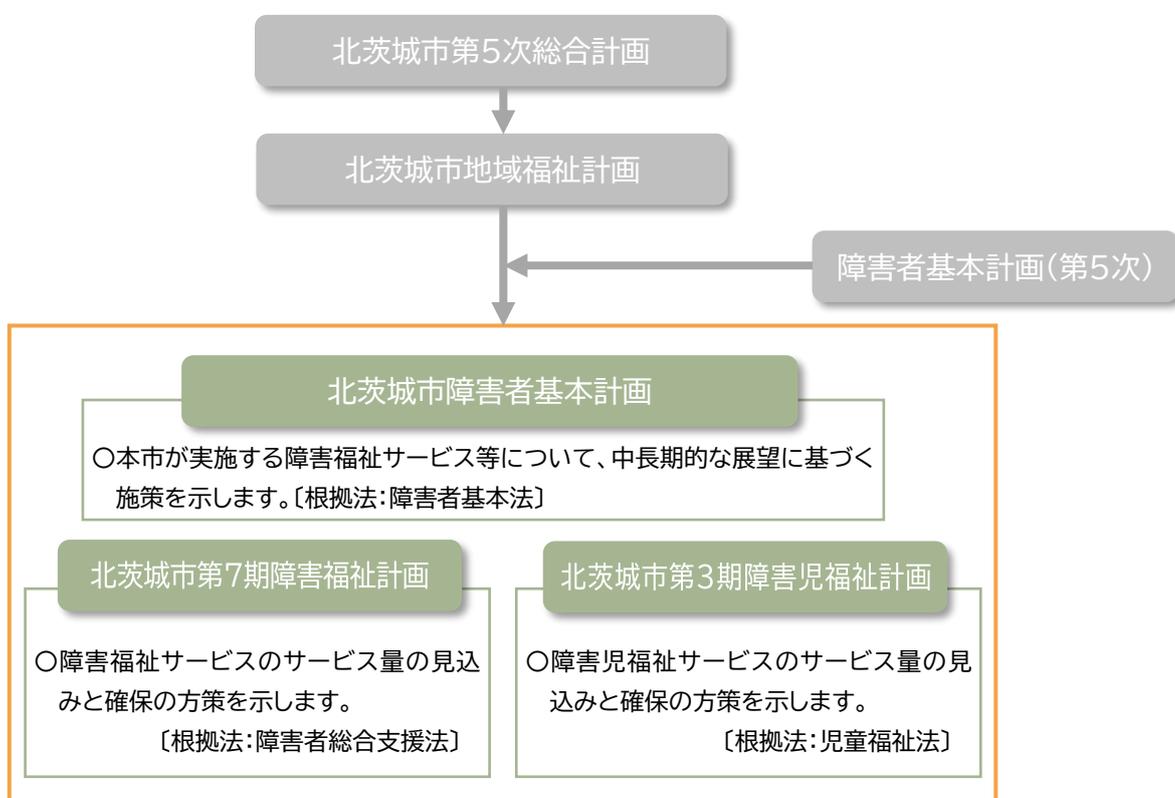
## 序章 計画の概要

### 1 計画の位置づけ

市町村の障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画として策定するものであり、市の障害者の状況等を踏まえた施策に関する基本的な計画となります。

我が国の障害者施策については、ノーマライゼーション※の理念に照らし、障害者が可能な限り地域の中で普通の暮らしができるよう「施設福祉から地域福祉・在宅福祉へ」及び「自立と社会参加」という大きな流れが示されています。一方で、障害者については、重度障害者の増加、障害者の高齢化、高齢者の障害者化の傾向があるとされています。

本市においても、これまで取り組んできた障害者に対する支援を踏まえつつ、障害者を取り巻く環境が多様化、複雑化する中であって施策の一層の充実を図るため、本計画と障害者総合支援法第 88 条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」とを一体的に策定することで、施策の充実を図ってまいります。



## 2 SDGs※の実現に向けた取組

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ※」で、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、17のゴール・169のターゲットが設定されています。本市においても、これらの取組を推進するため、本計画に基づき、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」の実現を目指すこととします。



## 3 上位計画及び関連計画

### (1)障害者基本計画(第5次)

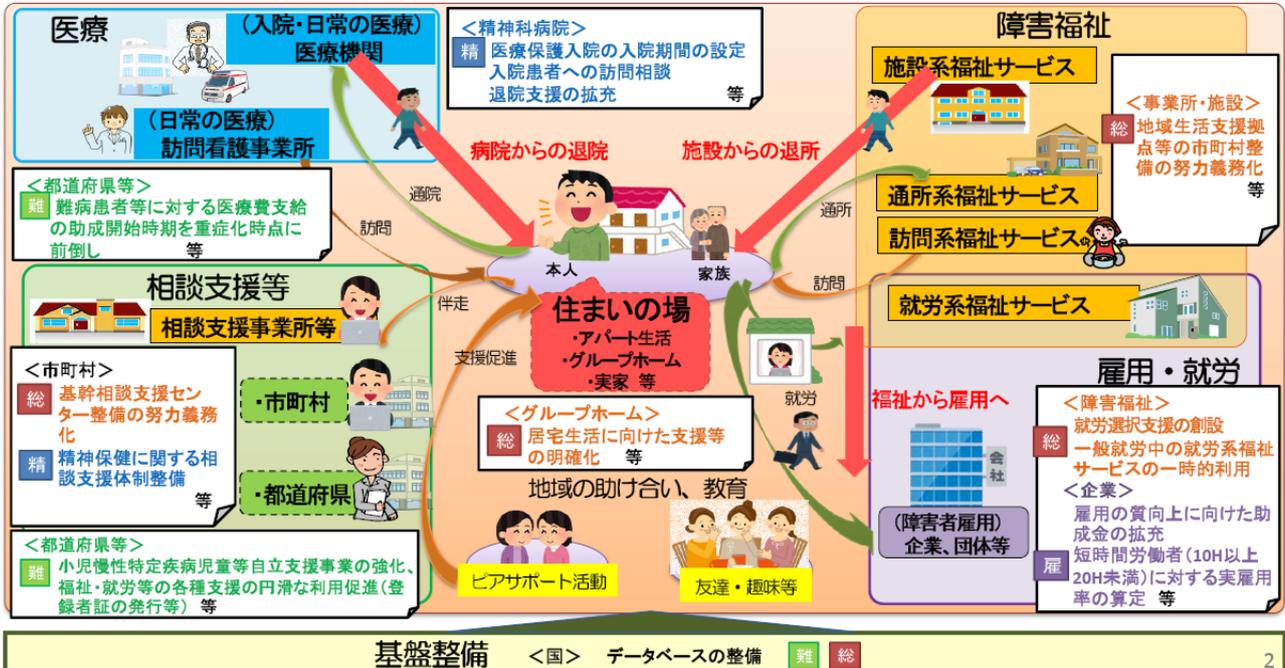
障害者基本法第1条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。本基本計画は、同法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されています。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」という SDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・ デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・ 障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

本基本計画に基づく施策を策定・実施するにあたっては、こうした目指すべき社会の姿を常に念頭に置くとともに、その実現に向けた観点から不断に取組を進めていくことが重要とされています。

障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
    - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実(障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) 総 精 難
    - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上(障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総 雇
    - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備(難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) 難 総
- 等を推進する。



(2)第5次北茨城市総合計画

本市の最上位計画となる、「第5次北茨城市総合計画」では、計画期間を、令和2年度から令和11年度とし、「みんなで考え、みんなで創るまちづくり」、「誰もが安心してずっと住み続けたいまちづくり」、「誰もが誇りと元気にあふれる活力あるまちづくり」という3つの基本理念に基づき、将来都市像を右図のように定めています。

**誰もが住みたい  
安らぎと活力にあふれるまち 北茨城**  
～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～

本市は、海の幸、山の幸に恵まれ、美しく、心地よいふるさとの風景に囲まれ、誇れる文化や歴史、地域に根ざした産業などの地域資源の恩恵を受けてきました。このような恩恵を受けながら、「安心快適 住みたいまち」の実現に向けて取組み、市民が、「住みたいまち」、「住み続けたいまち」と実感しているところです。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、産業構造の変化、価値観の多様化、環境問題など、本市を取り巻く社会動向は大きく変化しています。このような状況の中でも、市民が「ずっと住み続けたい」とさらに実感でき、すべての人が、豊かに、安心して、幸せを感じながら生活できるようにすることが重要となります。そのため、市民が自ら考え、新たな北茨城市を創造し、市民と行政が協力しあい、誰もが、「ずっと住み続けたい」まちを目指します。

このようなまちづくりを進めるため、本市の将来都市像を「誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城 ～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～」とします。

前期基本計画においては、障害者福祉の充実という施策において、次のような基本方針が示されています。

- すべての障害者が住み慣れた地域や家庭の中で、自立した生活を営むことができるよう、ケースワーカー※の強化や訪問系サービス、グループホームの充実など、障害者の福祉サービスの向上に努めるとともに、就労の場の確保や職業訓練など、障害者に対する生活支援の充実に努め、生涯を通じたサービス提供を図ります。
- 市民の障害者に対する理解を深めるために、各種啓発活動を推進します。

#### 4 計画期間

本計画の計画期間は、以下の通りとします。

- 北茨城市障害者基本計画 令和6年度～令和8年度(3年間)
- 北茨城市第7期障害福祉計画 令和6年度～令和8年度(3年間)
- 北茨城市第3期障害児福祉計画 令和6年度～令和8年度(3年間)

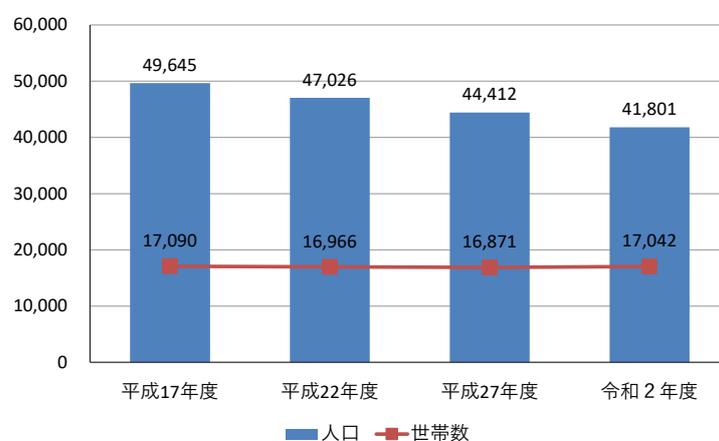
## 第 I 章 北茨城市の概要

### I - 1 基礎データ

#### 1 人口と世帯数の推移

本市の人口は減少傾向を示しており、国勢調査による令和2年の人口は41,801人となっています。一方、世帯数については横ばいとなっており、小規模な世帯が増加していると考えられます。

図－人口・世帯数の推移

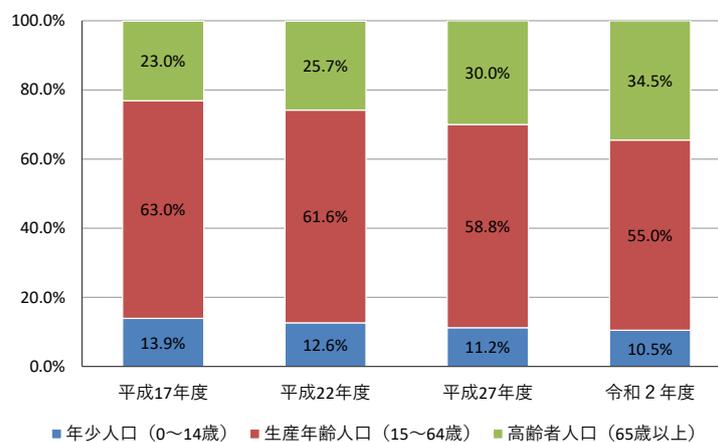


資料)国勢調査

#### 2 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、平成27年に老年人口(65歳以上)が30.0%となり、令和2年には34.5%となっています。一方、生産年齢人口(15～64歳)、年少人口(0～14歳)は減少傾向にあります。

図－年齢3区分別人口の推移



資料)国勢調査

## I-2 障害者・障害児の状況

### 1 身体障害者の状況

身体障害者手帳交付者は、令和4年度末時点で、2,117人となっています。令和元年度、令和2年度にそれぞれ100人程度増加しましたが、令和2年度以降は2,100人台で推移しています。

等級別にみると、令和元年度から令和2年度にかけて1級が増加し800人台で推移する一方、2級については減少しています。また、障害別にみると、内部障害が増加している傾向にあります。

表－身体障害者手帳交付者の推移(等級別)

単位)人

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	725	646	836	814	811
2級	263	333	279	279	285
3級	310	359	342	339	343
4級	420	490	477	491	480
5級	95	99	97	95	92
6級	105	108	108	105	106
合計	1,918	2,035	2,139	2,123	2,117

資料)社会福祉課(各年度3月31日現在)

表－身体障害者手帳交付者の推移(障害別)

単位)人

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	110	119	120	116	119
聴覚平衡	132	132	140	139	139
音声・言語・そしゃく	24	25	26	27	28
肢体不自由	971	985	1,007	1,006	994
内部	681	774	846	835	837
合計	1,918	2,035	2,139	2,123	2,117

資料)社会福祉課(各年度3月31日現在)

## 2 知的障害者の状況

知的障害がある方への療育手帳の交付状況をみると、令和4年度末に 427 人となっており、平成 30 年度以降増加しています。精神(発達)遅滞の程度については、B(中度)、C(軽度)が増加しています。

表－知的障害者の状況(療育手帳の交付状況)

単位) 人

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
㊤(最重度)	78	82	81	82	82
A(重度)	114	112	114	113	114
B(中度)	102	109	109	113	120
C(軽度)	96	102	106	105	111
合計	390	405	410	413	427

資料)社会福祉課(各年度3月31日現在)

## 3 精神障害者の状況

精神障害がある方への精神障害者保健福祉手帳の交付状況をみると、令和4年度末に 302 人となっており、平成 30 年度以降増加しています。精神障害の状態については、2級及び3級が増加しています。また精神通院医療受給については、令和2年に大きく減少したものの、令和4年度末時点で531人となっています。

表－精神障害者保健福祉手帳交付者の推移

単位) 人

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	25	26	27	29	33
2級	130	141	140	168	178
3級	86	83	99	89	91
合計	241	250	266	286	302

資料)社会福祉課(各年度3月31日現在)

表－精神通院医療受給の推移

単位) 人

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療(精神通院)受給者数	505	514	368	525	531

資料)社会福祉課(各年度3月31日現在)

#### 4 各種受給の状況

##### (1) 指定難病※特定医療費助成制度受給者の状況

国が指定する難病に罹患した方に対する医療費の助成を行う、指定難病特定医療費助成制度受給者の状況をみると、令和4年度末時点で304人となっています。

表－指定難病特定医療費助成制度受給者の推移

単位) 人

年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般特定疾患 医療費受給者証交付者	275	277	296	289	304

資料) 日立保健所資料(各年度3月31日現在)

##### (2) 医療福祉費受給者等の推移(重度心身障害者・65歳以上の重度心身障害者)

重度心身障害者・65歳以上の重度心身障害者に対する、医療福祉費受給者等の推移をみると、延べ受給者数、件数、一人あたり受給件数、総支払額とも減少傾向にあります。

表－医療福祉費受給者等の推移(重度心身障害者・65歳以上の重度心身障害者)

単位) 人

年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ受給者数(人)	1,006	974	959	930	911
件数(件)	30,120	29,381	27,332	26,835	25,313
1人あたり受給件数 (件)	61	58	55	56	55
総支払額(千円)	154,005	145,614	138,773	136,713	136,704

資料) 保険年金課資料(各年度3月31日現在)

##### (3) 特別障害者※手当等の受給者の推移

特別障害者手当等の受給者の推移をみると、令和4年度末時点で、特別障害者手当が32人、障害児福祉手当が12人、特別児福祉手当が58人、特別児童扶養手当が58人、心身障害者扶養共済制度が30人で、いずれも前年より微増となっています。

表－特定障害者手当等の受給者の推移

単位) 人

年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当	23	23	26	27	32
障害児福祉手当	11	10	11	10	12
特別児福祉手当	54	55	55	52	58
特別児童扶養手当	55	59	55	53	58
心身障害者扶養共済制度	29	29	29	29	30

## (4)更生医療※(1年間あたり)受給者の推移

更生医療(身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対し、必要な自立支援医療費の支給を行うもの)の状況をみると、内蔵(腎臓)が多くなっています。

表－更生医療(1年間あたり)受給者の推移

単位)人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体不自由	0	1	0	0	0
視覚	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能	0	0	0	0	0
内部(心臓)	0	0	0	0	0
内部(腎臓)	11	16	12	13	20
内部(その他)	1	1	1	1	1

資料)社会福祉課(各年度3月31日現在)

## (5)育成医療※(1年間あたり)受給者の推移

育成医療(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児(障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもの)の状況をみると、過去5年間で、肢体不自由、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく、内部(心臓)、内部(その他)で給付を行っています。

図－育成医療(1年間あたり)受給者の推移

単位)人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体不自由	0	1	1	0	0
視覚	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能	0	1	1	1	1
音声・言語・そしゃく機能	1	1	1	1	1
内部(心臓)	1	0	0	0	1
内部(腎臓)	0	0	0	0	0
内部(その他)	0	0	0	1	1

資料)社会福祉課(各年度3月31日現在)

## 5 障害児の状況

特別支援学級・在席児童生徒の推移をみると、令和4年度末時点で、特別支援学級在籍児童数(小学校)は70人、特別支援学級在籍生徒数(中学校)は54人で、中学校において増加しています。

また、未就学での療養指導については、令和4年度末時点で24人となっており、大きな変化はみられていません。

表－障害児の状況

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校における 特別支援学級数(学級)	15	15	19	18	19
特別支援学級 在席児童数(人)	49	59	76	72	70
中学校における 特別支援学級数(学級)	9	9	10	10	12
特別支援学級 在席生徒数(人)	19	25	32	37	54

資料)学校教育課資料(各年度5月1日現在)

表－未就学で療育指導を受けている者の推移

単位)人

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療育指導利用者数(未就学者)	24	23	28	26	24

資料)健康づくり支援課資料(各年度3月31日現在)

## 6 障害支援区分の認定状況

障害者総合支援法における「障害支援区分」の認定状況をみると、令和4年度末時点で242人となっています。

表－障害支援区分の認定状況(累計)

単位)人

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	8	10	12	13	14
区分2	38	43	45	48	48
区分3	29	26	33	35	40
区分4	43	46	47	45	53
区分5	29	27	28	30	30
区分6	50	49	52	54	57
非該当	0	0	0	0	0
合計	197	201	217	225	242

資料)社会福祉課資料(各年度3月31日現在)

## 第Ⅱ章 障害者の意向

### Ⅱ-1 調査の概要

計画策定にあたり、以下のアンケート調査を実施しました。

#### ■調査の種類と対象

区 分	調査対象
1 当事者	○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちの方、障害福祉サービスを利用されている方及び北茨城市難病患者福祉見舞金を受給されている方の中から、無作為に抽出
2 障害福祉サービス事業者	○市内の障害福祉サービス事業所
3 認定こども園・保育所	○市内の認定こども園・保育所

#### ■実施方法と実施時期

区 分	配布方法	回収方法	実施時期
1 当事者	郵送	郵送及びWEB	令和5年9月22日～ 令和5年10月6日
2 障害福祉サービス事業者	郵送	郵送	令和5年9月22日～ 令和5年10月6日
3 認定こども園・保育所	郵送	郵送	令和5年9月22日～ 令和5年10月6日

#### ■回収結果

区 分	調査票配布数	有効回答数
1 当事者	900 件	406 件【45.1%】
2 障害福祉サービス事業者	22 件	12 件【54.5%】
3 認定こども園・保育所	9 件	7 件【77.7%】

## Ⅱ-2 調査結果

### 1 当事者に対する意向調査

#### (1) 住まいや暮らしについて

##### ① 現在どのように暮らしているか

「自宅で家族と暮らしている」が 316 人(77.8%)と最も多く、同居する家族は、「配偶者」、「親」が多くなっています。

##### ■ 現在どのように暮らしているか

	回答数	割合
1 自宅で一人で暮らしている	49	12.1%
2 自宅で家族と暮らしている	316	77.8%
3 グループホームで暮らしている	6	1.5%
4 福祉施設で暮らしている	20	4.9%
5 病院に長期入院中（およそ1年以上）	9	2.2%
6 その他	1	0.2%
無回答	6	1.5%

##### ■ 誰と暮らしているか

	回答数	割合
1 配偶者	145	35.7%
2 親	136	33.5%
3 祖父母	15	3.7%
4 子ども	81	20.0%
5 孫	12	3.0%
6 兄弟または姉妹	70	17.2%
7 その他	9	2.2%
無回答	85	20.9%

##### ② 日常生活における支援

日常生活において支援を「必要としている」のは 163 人(40.1%)で、必要な支援の内容としては、「家事(掃除・洗濯・調理)など」、「外出」、「買い物」が多く、次いで、「緊急時の相談」、「お金の管理」、「入浴・食事・排泄」となっています。

##### ■ 日常生活に支援を必要とするか

	回答数	割合
1 必要としている	163	40.1%
2 必要としていない	235	57.9%
無回答	8	2.0%

##### ■ 必要な支援の内容

	回答数	割合
1 家事（掃除・洗濯・調理）など	110	67.5%
2 入浴・食事・排泄など	84	51.5%
3 お金の管理	89	54.6%
4 買い物	102	62.6%
5 外出	109	66.9%
6 家族や友人、支援者とのコミュニケーション	70	42.9%
7 緊急時の相談	91	55.8%
8 その他	10	6.1%
無回答	1	0.6%

## ③今後の暮らし方について

今後の暮らし方については、「今のまま生活したい」が 239 人 (58.9%)と最も多く、次いで「家族と一緒に在宅で暮らしたい」が 76 人 (18.7%)となっています。

	回答数	割合
1 今のまま生活したい	239	58.9%
2 将来的にはグループホームのようなところを利用したい	29	7.1%
3 将来的には障害者や高齢者向けの施設に入所したい	26	6.4%
4 家族と一緒に在宅で生活したい	76	18.7%
5 一般の住宅で一人暮らししたい	18	4.4%
6 その他	7	1.7%
無回答	15	3.7%

## ④生活していく上での収入について

生活をしていく上での収入については、「年金・特別障害者手当など」が 261 人 (64.3%)と最も多く、次いで、「同居家族や親せきの援助」となっています。「勤め先の給与・賃金」は 82 人 (20.2%)となっています。

	回答数	割合
1 勤め先の給与・賃金	82	20.2%
2 通所施設・作業所などの工賃	15	3.7%
3 同居家族の給与・援助	120	29.6%
4 別居家族や親せきの援助	10	2.5%
5 事業収入（自営業など）	9	2.2%
6 財産収入（家賃収入など）	4	1.0%
7 年金・特別障害者手当など	261	64.3%
8 その他	11	2.7%
無回答	20	4.9%

## (2)各種支援制度などに関する認知度

## ①成年後見制度※

成年後見制度については、「まったく知らない」が 185 人 (45.6%)、「内容は知らないが、名称は知っている」が 139 人 (34.2%)となっています。

## ②障害者差別解消法

障害者差別解消法については、「まったく知らない」が 283 人 (69.7%)となっています。

	回答数	割合
1 内容まで知っている	34	8.4%
2 まったく知らない	283	69.7%
3 内容は知らないが、名称は知っている	76	18.7%
無回答	13	3.2%

## ③北茨城市社会福祉協議会で行っている「日常生活自立支援事業」

日常生活自立支援事業については、「まったく知らない」が 262 人 (64.5%)となっています。

	回答数	割合
1 内容まで知っている	33	8.1%
2 まったく知らない	262	64.5%
3 内容は知らないが、名称は知っている	104	25.6%
無回答	7	1.7%

#### ④障害者虐待防止法

障害者虐待防止法については、「まったく知らない」が207人(51.0%)となっています。

		回答数	割合
1	内容まで知っている	51	12.6%
2	まったく知らない	207	51.0%
3	内容は知らないが、名称は知っている	135	33.3%
	無回答	13	3.2%

#### ⑤合理的配慮\*

合理的配慮については、「まったく知らない」が320人(78.8%)となっています。

		回答数	割合
1	内容まで知っている	21	5.2%
2	まったく知らない	320	78.8%
3	内容は知らないが、名称は知っている	51	12.6%
	無回答	14	3.4%

### (3)相談・情報提供について

#### ①現在悩んでいることや相談したいこと

現在悩んでいることや相談したいことについては、「自身の健康や治療のこと」が153人(37.7%)、「生活費や経済的なこと」が123人(30.3%)など、暮らしていく上での基本的なことが多くなっています。

		回答数	割合
1	自分の健康や治療のこと	153	37.7%
2	生活費や経済的なこと	123	30.3%
3	介助や介護のこと	53	13.1%
4	家事（炊事・洗濯・掃除）のこと	48	11.8%
5	住まいのこと	51	12.6%
6	外出や移動のこと	71	17.5%
7	就学や進学のこと	16	3.9%
8	仕事や就職のこと	61	15.0%
9	恋愛や結婚のこと	23	5.7%
10	緊急時や災害時のこと	71	17.5%
11	話し相手がいないこと	21	5.2%
12	福祉に関する情報収集のこと	45	11.1%
13	家族や地域での人間関係のこと	37	9.1%
14	職場や施設内での人間関係のこと	23	5.7%
15	その他	9	2.2%
16	特にない	133	32.8%
	無回答	22	5.4%

## ②悩んでいることを相談する相手

悩んでいることを相談する相手については、「家族・親せき」が 315 人(77.6%)と最も多くなっています。次いで、「友人・知人」78 人(19.2%)のほか、「医療機関(病院や診療所など)」72 人(17.7%)、「福祉施設・サービス事業所」57 人(14.0%)などとなっています。

	回答数	割合
1 家族・親せき	315	77.6%
2 友人・知人	78	19.2%
3 学校・職場	28	6.9%
4 ホームヘルパー	7	1.7%
5 福祉施設・サービス事業所	57	14.0%
6 市役所の関係課窓口	32	7.9%
7 民生委員・児童委員	6	1.5%
8 児童相談所	3	0.7%
9 公共職業安定所	3	0.7%
10 医療機関(病院や診療所など)	72	17.7%
11 相談支援事業者	14	3.4%
12 相談する相手がいない	21	5.2%
13 その他	7	1.7%
無回答	17	4.2%

## ③悩んでいることを相談する相手に必要なこと

悩んでいることを相談する相手に必要なこととしては、「いつでも相談できる」が 222 人(54.7%)、「専門的な人材がいること」179 人(44.1%)となっています。

	回答数	割合
1 専門的な人材がいること	179	44.1%
2 慣れた人で共感してくれること	132	32.5%
3 身近にすぐ相談できる立地	125	30.8%
4 いつでも相談できる	222	54.7%
5 プライバシーの配慮ができること	154	37.9%
6 その他	4	1.0%
無回答	39	9.6%

## (4)外出について

## ①外出の頻度

外出の頻度については、「毎日」が 105 人(25.9%)、「週5~6日」が 82 人(20.2%)と、ほぼ毎日外出する人が半数近くとなっています。

	回答数	割合
1 毎日	105	25.9%
2 週5~6日くらい	82	20.2%
3 週3~4日くらい	65	16.0%
4 週1~2日くらい	54	13.3%
5 月に2~3回など不定期	46	11.3%
6 ほとんど外出しない	44	10.8%
7 その他	4	1.0%
無回答	7	1.7%

## ②外出するときの主な手段

外出時の手段は、「自家用車(本人または家族の運転)」が 308 人(75.9%)と最も多くなっています。

	回答数	割合
1 徒歩	98	24.1%
2 自家用車(本人または家族の運転)	308	75.9%
3 自転車・バイク	33	8.1%
4 路線バス・電車	53	13.1%
5 タクシー	55	13.5%
6 学校、施設、病院などの送迎者	67	16.5%
7 その他	5	1.2%
無回答	9	2.2%

### ③最も一緒に外出する人

一緒に外出する人については、「一人で外出する」が 112 人(27.6%)と多く、次いで、「配偶者(夫・妻)」が 104 人(25.6%)、「父母・祖父母・兄弟」が 102 人(25.1%)となっています。

	回答数	割合
1 父母・祖父母・兄弟	102	25.1%
2 配偶者(夫・妻)	104	25.6%
3 子ども	45	11.1%
4 ホームヘルパーや施設職員	30	7.4%
5 その他の人(ボランティアなど)	6	1.5%
6 一人で外出する	112	27.6%
無回答	18	4.4%

### ④外出の目的

外出目的については、「買い物に行く」275 人(67.7%)、「医療機関への受診」267 人(65.8%)が多く、次いで、「通勤・通学・通所」が 149 人(36.7%)となっています。

	回答数	割合
1 通勤・通学・通所	149	36.7%
2 訓練やリハビリに行く	27	6.7%
3 医療機関への受診	267	65.8%
4 買い物に行く	275	67.7%
5 友人・知人に会う	79	19.5%
6 趣味やスポーツをする	60	14.8%
7 グループ活動に参加する	16	3.9%
8 散歩に行く	86	21.2%
9 その他	13	3.2%
無回答	9	2.2%

### ⑤外出するときに困っていることは何か

外出するときに困っていることについては、「公共交通機関が少ない(ない)」120 人(29.6%)、「外出にお金がかかる」98 人(24.1%)、「困ったときにどうすれば良いのか心配」92 人(22.7%)が多くなっています。

	回答数	割合
1 公共交通機関が少ない(ない)	120	29.6%
2 列車やバスの乗り降りが困難	45	11.1%
3 道路や駅に階段や段差が多い	63	15.5%
4 切符の買い方や乗り降りの方法がわかりにくい	34	8.4%
5 外出先の建物の設備が不便	38	9.4%
6 介助者が確保できない	18	4.4%
7 外出にお金がかかる	98	24.1%
8 周囲の目が気になる	42	10.3%
9 発作などの突然の身体の変化が心配	58	14.3%
10 困った時にどうすれば良いのか心配	92	22.7%
11 その他	13	3.2%
無回答	120	29.6%

## (5)就労について

### ①就労している方の勤務形態

勤務形態については、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣社員」が 39 人(49.4%)と、就労している方の約半数となっています。「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」は 23 人(29.1%)となっています。

	回答数	割合
1 正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない	23	29.1%
2 正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある	7	8.9%
3 パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	39	49.4%
4 自営業、農林水産業など	10	12.7%
5 その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%

## ②障害者の就労支援として必要だと思うこと

障害者の就労支援に必要なことについては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が184人(45.3%)と最も多くなっています。次いで、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」154人(37.9%)、「通勤手段の確保」141人(34.7%)、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」135人(33.3%)などが多く、職場の理解や勤務形態などに関するが多くなっています。

	回答数	割合
1 通勤手段の確保	141	34.7%
2 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	66	16.3%
3 短時間勤務や勤務日数等の配慮	126	31.0%
4 勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	154	37.9%
5 在宅勤務の拡充	70	17.2%
6 職場の上司や同僚に障害の理解があること	184	45.3%
7 職場で介助や援助等を受けられること	68	16.7%
8 具合が悪くなった時に気軽に通院できること	135	33.3%
9 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	84	20.7%
10 企業ニーズに合った就労訓練	55	13.5%
11 仕事についての職場外での相談対応、支援	91	22.4%
12 その他	8	2.0%
無回答	124	30.5%

## (6)障害福祉サービスなどを利用する上で困っていること

障害福祉サービスなどを利用する上で困っていることについては、「特に困っていることはない」が137人(33.7%)と多くなっていますが、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が105人(25.9%)と多くなっています。

	回答数	割合
1 サービス提供や内容に関する情報が少ない	105	25.9%
2 福祉サービスを提供する事業者が少ない	60	14.8%
3 サービス利用の手続きが大変	53	13.1%
4 事業者との日時などの調整が大変	27	6.7%
5 サービスの質が低い	25	6.2%
6 利用者負担が高い	45	11.1%
7 その他	5	1.2%
8 特に困っていることはない	137	33.7%
無回答	129	31.8%

## (7)災害時の避難等について

## ①火事や地震等の災害時に一人で避難できるか

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについては、「できる」166人(40.9%)、「できない」145人(35.7%)で、3人に1人が一人での避難が困難となっています。

	回答数	割合
1 できる	166	40.9%
2 できない	145	35.7%
3 わからない	75	18.5%
無回答	20	4.9%

## ②火事や地震等の災害時に困ること

火事や地震等の災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」194人(47.8%)、「避難所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」191人(47.0%)など、避難環境についての困りごとが多くなっていますが、「安全なところまで、迅速に避難することができない」153人(37.7%)といった避難行動に関する困りごとが多くなっています。

	回答数	割合
1 投薬や治療が受けられない	194	47.8%
2 補装具の使用が困難になる	32	7.9%
3 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	39	9.6%
4 救助を求めることができない	76	18.7%
5 安全なところまで、迅速に避難することができない	153	37.7%
6 被害状況、避難場所などの情報が入手できない	93	22.9%
7 周囲とのコミュニケーションがとれない	89	21.9%
8 避難所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	191	47.0%
無回答	68	16.7%

## (8)介護者について

### ①主に介護している人

主に介護している人については、「親」39人(31.0%)、「配偶者(夫・妻)」29人(23.0%)が多くなっています。

	回答数	割合
1 親	39	31.0%
2 配偶者(夫・妻)	29	23.0%
3 子	21	16.7%
4 兄弟(姉妹)	11	8.7%
5 孫	0	0.0%
6 ホームヘルパー、福祉施設支援員	20	15.9%
7 その他	5	4.0%
無回答	1	0.8%

### ②主に介護している方の年齢

主に介護をしている人の年齢は、「70歳代」30人(25.9%)、「60歳代」28人(24.1%)と高齢者の方が多くなっています。

	回答数	割合
1 20歳未満	1	0.9%
2 20歳代	0	0.0%
3 30歳代	7	6.0%
4 40歳代	15	12.9%
5 50歳代	14	12.1%
6 60歳代	28	24.1%
7 70歳代	30	25.9%
8 80歳以上	12	10.3%
無回答	9	7.8%

### ③介護を行っている人の悩んでいることや相談したいこと

介護を行っている人の悩みや相談したいことについては、「自分の健康や治療のこと」が110人(27.1%)と多くなっています。次いで、「生活費や経済的なこと」93人(22.9%)、「介護を受けている方の、将来の介助や介護のこと」90人(22.2%)、「緊急時や災害時のこと」89人(21.9%)となっています。

	回答数	割合
1 自分の健康や治療のこと	110	27.1%
2 介護を受けている方の、健康や治療のこと	66	16.3%
3 介護を受けている方の、将来の介助や介護のこと	90	22.2%
4 介護を受けている方の、外出や移動のこと	42	10.3%
5 介護を受けている方の、就学や進学のこと	9	2.2%
6 介護を受けている方の、仕事や就職のこと	27	6.7%
7 介護を受けている方の恋愛や結婚のこと	11	2.7%
8 福祉などに関する情報収集のこと	39	9.6%
9 生活費や経済的なこと	93	22.9%
10 緊急時や災害時のこと	89	21.9%
11 話し相手がないこと	31	7.6%
12 家族や地域での人間関係に関すること	24	5.9%
13 職場や施設内での人間関係のこと	17	4.2%
14 その他	1	0.2%
15 特になし	43	10.6%
無回答	173	42.6%

## 2 障害福祉サービス事業所

## (1)サービス提供状況

障害福祉サービス事業所において提供している障害福祉サービスの指定状況を見ると、重度障害者包括支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、療養介護、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、手話通訳者の派遣については、指定事業所がない状況となっています。なお、訪問入浴サービスについては、指定事業所はありませんが、社会福祉協議会に委託して実施しています。

サービス内容	指定の有無			
	有	無	検討中	無回答
①居宅介護(ホームヘルプ)	3	4	0	5
②重度訪問介護	2	5	0	5
③同行援護	1	6	0	5
④行動援護	2	5	0	5
⑤重度障害者包括支援	0	6	0	6
⑥生活介護	4	3	0	5
⑦自立訓練(機能訓練・生活訓練)	0	6	0	6
⑧就労移行支援	0	7	0	5
⑨就労定着支援	0	7	0	5
⑩就労継続支援(A型・B型)	2	6	0	4
⑪自立生活援助	0	7	0	5
⑫療養介護	0	7	0	5
⑬共同生活援助(グループホーム)	2	6	0	4
⑭施設入所支援	2	7	0	5
⑮児童発達支援	3	3	1	5
⑯医療型児童発達支援	0	7	0	5
⑰放課後等デイサービス	3	3	1	5
⑱居宅訪問型児童発達支援	0	7	0	5
⑲訪問入浴サービス	0	7	0	5
⑳手話通訳者の派遣	0	7	0	5
㉑地域活動支援センター事業	2	7	0	3

(2)令和4年度中の相談件数及び施設見学、体験受入れ状況

令和4年度中の相談件数及び施設見学、体験受入れ状況については、いずれも児童発達支援、放課後デイサービスが多くなっています。

回答者No.	障害福祉サービス名	新規利用の相談件数			合計
		電話・直接相談	施設見学	体験受入れ	
1	地域活動支援センター事業	0	1	0	1
2	居宅介護	5	0	0	5
3	就労継続支援B型	1	0	3	4
4	共同生活援助	1	2	3	6
5	児童発達支援	10	4	4	18
	放課後等デイサービス	20	13	13	46
8	生活介護	5	0	0	5
	共同生活援助	5	0	0	5
11	生活介護	0	2	3	5

(3)相談・苦情・事故・災害発生時のマニュアルの作成状況

相談・苦情・事故・災害発生時のマニュアルの作成状況については、苦情相談について作成済が 11 施設、事故発生について作成済が 10 施設、災害発生について作成済が9施設であり、回答のあったほとんどの施設で各種マニュアルが作成されています。また、未作成でも作成中、あるいは未作成(作成予定あり)と回答しています。

①苦情相談にかかるマニュアル

	回答数	割合
1 作成済	11	91.7%
2 作成中	1	8.3%
3 未作成 (作成予定なし)	0	0.0%
4 未作成 (作成予定あり)	0	0.0%
無回答	0	0.0%

②事故発生にかかるマニュアル

	回答数	割合
1 作成済	10	83.3%
2 作成中	2	16.7%
3 未作成 (作成予定なし)	0	0.0%
4 未作成 (作成予定あり)	0	0.0%
無回答	0	0.0%

③災害発生にかかるマニュアル

	回答数	割合
1 作成済	9	75.0%
2 作成中	2	16.7%
3 未作成 (作成予定なし)	0	0.0%
4 未作成 (作成予定あり)	1	8.3%
無回答	0	0.0%

## (4)障害者虐待防止法についての取組

障害者虐待防止法についての取組については、職員に対し、事業所内で虐待防止に関する研修・勉強会を開いているが 10 施設と最も多く、虐待防止に関する担当者を決めているという施設も5施設となっています。

		回答数	割合
1	虐待防止に関する担当者を決めている	5	41.7%
2	事業者独自に虐待防止マニュアルなどを作成している	2	16.7%
3	虐待防止に関するポスター等の啓発物を掲示している	2	16.7%
4	職員に対し外部で開催される虐待防止に関する研修を受講させている	2	16.7%
5	職員に対し、事業所内で虐待防止に関する研修・勉強会を開いている	10	83.3%
6	その他	0	0.0%
7	取組は実施していない	0	0.0%
	無回答	0	0.0%

## 3 保育所・認定こども園に対するアンケート

## (1)障害児の受入・対応状況(過去3年間における、障害ごとの障害児受入状況)

障害児の受入・対応状況については、知的障害、発達障害で手帳が交付されていない児童の受入が多くなっています。

	身体障害	知的障害	発達障害	精神障害	合計人数
手帳が交付されている児童	3(3)	8(2)	3(3)	0(0)	14(6)
手帳が交付されていない児童	3(1)	25(3)	15(6)	0(0)	43(10)
合計人数	6(4)	33(6)	18(9)	0(0)	57(16)

※重複して障害を持っている児童について、障害ごとに1人記入し、( )の中に実人数を記入しています。

## (2)障害児の支援方法についての関係機関との連携

## ①連携先

障害児の支援方法について連携した関係機関については、市役所子育て支援課、市役所健康づくり支援課、障害福祉サービス提供事業所が多くなっています。

		回答数	割合
1	市役所子育て支援課	4	57.1%
2	市役所健康づくり支援課	4	57.1%
3	市役所社会福祉課	1	14.3%
4	障害福祉サービス提供事業所	3	42.9%
5	児童相談所	0	0.0%
6	その他	1	14.3%
	無回答	1	14.3%

## ②連携した内容

連携した内容については、個別の相談に対する共有や情報提供、対応に関する相談などが多くなっています。

回答者No.	内容
1	1:入所前の聞き取りや、他園からの転園の際の引継ぎ 2:発達についての相談、療育等の巡回相談、乳児健診等の相談 3:保護者からのサービス(購入物)の相談等の相談 4:通っている事業所とのケース会議など
3	巡回相談の時
4	巡回相談で、障害児及び障害があると思われる園児と個別に面接してもらい、園生活での個々の支援方法の指導を受けている。
5	情報の提供・共有
7	・気になる園児について抽出し、園での様子等を巡回相談時に対応等についての助言をいただいた。 ・母親からの相談があった場合には、健康づくり支援課につなぎ、両者の話し合いを進めた。 ・社会福祉課に相談し、父母・幼稚園・支援サークルとの会議を持ち、共通理解を持ち、方針について話し合いを持った。

## (3)放課後児童健全育成事業について

### ①過去3年間における障害ごとの障害児受入状況

過去3年間における障害ごとの障害児受入状況については、手帳が交付されていない児童の受入が多くなっています。

	身体障害	知的障害	発達障害	精神障害	合計人数
手帳が交付されている児童	0(0)	1(0)	0(0)	1(1)	2(1)
手帳が交付されていない児童	1(0)	9(5)	4(1)	0(0)	14(6)
合計人数	0(0)	7(5)	1(1)	1(1)	9(7)

※重複して障害を持っている児童について、障害ごとに1人記入し、( )の中に実人数を記入しています。

### ②障害児の支援方法についての関係機関との連携

障害児の支援方法については、関係機関との連携が少ない状況です。

	回答数	割合
1 市役所子育て支援課	1	14.3%
2 市役所健康づくり支援課	0	0.0%
3 市役所社会福祉課	0	0.0%
4 障害福祉サービス提供事業所	1	14.3%
5 児童相談所	0	0.0%
6 その他	3	42.9%
無回答	2	28.6%

## (4)子ども・子育て支援制度について

## ①療育支援加算の申請

療育支援加算の申請状況については、申請済が2施設、未申請が5施設となっています。

		回答数	割合
1	はい	2	28.6%
2	いいえ	5	71.4%
	無回答	0	0.0%

## ②職員配置加算の申請

職員配置加算の申請状況については、申請済が3施設、未申請が3施設となっています。

		回答数	割合
1	はい	3	42.9%
2	いいえ	3	42.9%
	無回答	1	14.3%

## (5)障害福祉サービスについて

## ①障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービスの認知度

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービスの認知度については、放課後等デイサービス、児童発達支援など障害児に関するサービスの認知度が高い一方、手話通訳者の派遣、同行援護、行動援護、移動支援の認知度が低くなっています。

サービス内容	知っている	名称は知っているが、内容は分からない	知らない
①居宅介護(ホームヘルプ)	4	2	1
②重度訪問介護	4	2	1
③同行援護	1	3	3
④行動援護	1	2	4
⑤重度障害者包括支援	2	4	1
⑥生活介護	5	1	1
⑦児童発達支援	6	1	0
⑧医療型児童発達支援	3	4	0
⑨放課後等デイサービス	7	0	0
⑩保育所等訪問支援	3	2	2
⑪移動支援	1	1	5
⑫日中一時支援	2	1	4
⑬訪問入浴サービス	5	1	1
⑭手話通訳者の派遣	0	3	4
⑮日常生活用具給付事業	3	2	2
⑯補装具給付事業	5	0	2

②「⑩保育所等訪問支援」の活用意向

保育所等訪問支援の活用意向については、活用したいという意向を持つ施設が5施設となっています。

		回答数	割合
1	はい	5	71.4%
2	いいえ	2	28.6%
	無回答	0	0.0%

## 第三章 障害者福祉に関する課題

### 1 第5次障害者基本計画(令和5年度(2023年度)から令和9(2027)年度までの5年間)における取組

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、国が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられます。

北茨城市の障害者基本計画についても、こうした国の計画を基本としてその理念を踏まえ、本市における障害者福祉に関する基本的な施策の方向性を定めることが求められます。

#### 【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

#### ①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

##### ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・令和6年4月からの合理的配慮義務化(努力義務)の円滑な施行に向けた取組を推進

#### ②安全・安心な生活環境の整備

##### ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

- ・公共交通機関や不特定多数の者が利用する建築物のバリアフリー※化
- ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進

#### ③情報アクセシビリティ※(利用しやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実  
(ウェブサイト等での音声付き、または字幕付きの行政情報の提供)

#### ④防災、防犯等の推進

##### ○災害発生時における障害特性に配慮した支援

- ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保

#### ⑤行政等における配慮の充実

##### ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保

## ⑥保健・医療の推進

### ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

- ・精神障害者への切れ目のない退院後の支援
- ・当事者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進

## ⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進

### ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

- ・ヤングケアラー※を含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあることにもに対する支援の充実

## ⑧教育の振興

### ○インクルーシブ(包摂性)※教育システムの推進・教育環境の整備

- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ・病気療養児への ICT※を活用した学習機会の確保の促進

## ⑨雇用・就業、経済的自立の支援

### ○総合的な就労支援

- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援

## ⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興

### ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

- ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

## ⑪国際社会での協力・連携の推進

### ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

- ・障害者分野における国際協力への積極的な取組

## 2 障害者福祉に関する課題

第5次障害者基本計画における取組や意向調査の結果をもとに、本市の障害者福祉に関する課題を以下のように整理します。

①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	○障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる環境づくりのためには、あらゆる場面で障害を理由とする差別をなくすことや、日常生活において、障害者本人が自らの選択し行動できる環境づくりが重要です。令和6年4月からは、合理的配慮の提供が義務化され、障害者の差別の解消や権利擁護について新たな制度も開始されることから、引き続き、差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止に取り組む必要があります。
②安全・安心な生活環境の整備	○意向調査においては、日常生活における移動に対するニーズが多くなっています。特に本市では、車を中心とする移動がほとんどとなっていることから、日常生活に不可欠な移動手段の確保について検討する必要があります。
③情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実	○国のデジタル化推進に伴い、本市においても行政手続きをはじめとする場面で、情報技術の活用が進んでいます。今後、情報技術の利用は日常生活の色々な場面で不可欠となることから、障害者の情報アクセスの利便性の確保、情報を活用するスキルの向上を支援する必要があります。
④防災、防犯等の推進	○意向調査においては、災害時の不安として、迅速な避難や避難所での生活が挙げられおり、災害の激甚化、多頻度化の傾向がみられるようになってきていることから、防災や避難対策の充実とともに、消費者問題、交通安全など、日常生活における安全・安心な環境づくりが必要です。
⑤行政等における配慮の充実	○合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、司法手続や選挙をはじめとする行政機関での対応に加え、事業者による合理的配慮も求められることから、情報提供の充実など、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向けた取組が必要です。
⑥保健・医療の推進	○障害者やその家族の高齢化が進んでいます。意向調査では、主な介護者として親や配偶者が多く、主に介護している方の年齢も60歳代、70歳代が中心となっています。障害者の地域への移行を進めるためには、障害者や家族の健康が基本となることから、障害の重度化防止や介護対策、家族の健康づくりなどに取り組む必要があります。

⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進	○障害者の地域移行を進めるため、意思決定支援、相談支援体制、在宅サービス等の充実を図るとともに、障害者を支える家族に対しても、相談支援やサービス活用についての情報提供、ヤングケアラー対策などの支援を行う必要があります。
⑧教育の振興	○学校教育においては、インクルーシブ(包摂性)教育システムの推進・教育環境の整備に取り組むとともに、教職員に対する研修、就学前教育と義務教育の連携強化などに取り組む必要があります。また、病気療養児や不登校児に対するICTを活用した学習機会確保についても検討する必要があります。
⑨雇用・就業、経済的自立の支援	○障害者の就業は、経済的自立性を高める基礎になる要素になります。障害者の就業については、ヒアリングにおいても教育機関と受け入れ企業との連携が重要になること、受け入れ企業での就業環境の整備が必要になることなどが指摘されており、引き続き、事業者と連携しながら、障害者雇用を推進する必要があります。
⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興	○文化芸術活動やスポーツ活動は、参加を通じて障害者自身が達成感や満足感を得ることができるとともに、障害のある人とない人との交流、地域社会との交流機会ともなることから、本市の資源を生かした文化芸術活動の振興、東京パラリンピックで高まった機運を生かしたスポーツの振興に取り組む必要があります。
⑪国際社会での協力・連携の推進	○グローバル化が進む中で、障害者においても国際交流をはじめとする多様な機会の提供が期待されることから、教育や雇用、文化、スポーツなどの分野を中心として、国際的視点を取り入れた取組を充実する必要があります。

## 第IV章 障害者福祉の基本理念

### 【計画の基本理念】

### “おたがいさま”の支え合いで、誰もが自分らしく暮らせる共生社会づくり

#### ■基本方針－1 自立と支援が融合した地域社会づくり

福祉分野においては、地域共生社会※の実現が大きなテーマとして掲げられており、障害者支援においても、支える側と支えられる側という枠を超えた取組が重要になっています。そのため、全ての市民に対して、障害者に対する偏見や差別といった社会的障壁を取り除くことや、障害に対する理解と協力についての意識醸成に向け、啓発活動の一層の充実を図るとともに、虐待防止や権利擁護に関する周知に取り組みます。

- ◆取組－1 障害福祉に対する啓発の充実
- ◆取組－2 自己決定・意思疎通支援の充実
- ◆取組－3 虐待防止・権利擁護の取組の充実
- ◆取組－4 障害者支援体制の整備

#### ■基本方針－2 地域と調和した暮らしを支える仕組みづくり

障害者施策においては、「施設福祉から地域福祉・在宅福祉へ」及び「自立と社会参加」という大きな流れが示されています。そのため、障害者が、自宅や地域で自分らしい生活を送れるようにするとともに、家族の不安や悩みを軽減するため、本市では、「北茨城市在宅医療・介護連携ガイド【障害編】」を作成するなど、支援を必要とする市民に対し、円滑なサービス提供を行うことを目指しています。引き続き、このような情報発信に取り組むとともに、相談・支援の充実、地域の社会資源を活用した障害福祉サービスについて、安定的に提供できる仕組みづくりが必要です。

また、障害者が安心して健康で自立した生活が送れるよう、障害の早期発見・早期治療、障害の重度化の抑制に加え、ライフステージにあった健康づくりの支援に向け、保健・医療サービス等の提供体制の充実を図ります。

- ◆取組－5 相談支援体制の充実
- ◆取組－6 地域生活に対する支援
- ◆取組－7 日中の活動の場の充実
- ◆取組－8 就労の支援(就労移行支援)
- ◆取組－9 保健・医療の充実
- ◆取組－10 身体とこころの健康づくりの支援

### ■基本方針－3 社会参加と交流を通じ、関係づくりを促進する機会づくり

障害者が、それぞれの適性や能力を生かして地域での暮らせるよう支援する必要があります。そのため、社会への参加や交流機会の充実を図るとともに、障害などにより支援が必要な児童を支援するため、保健・医療・福祉、教育、就労などの関連分野の連携を強化し、保護者への支援を含めた子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行います。

- ◆取組－11 障害のある児童の療育・教育の充実
- ◆取組－12 地域社会への参加の推進

### ■基本方針－4 安全・安心な暮らしを支える仕組みづくり

障害者が、それぞれが暮らす地域で安全・安心に暮らすことができるよう、防災・減災に対する情報の提供や、避難行動要支援者の把握や個別避難計画の策定を進めるなど、防災・減災に向けた対策を推進します。また、地域において安心して暮らせるよう、公共施設や公共交通機関、不特定多数の人々が利用する建築物などについて、バリアフリー化やユニバーサルデザイン<sup>※</sup>の導入や、情報技術の活用などにも取り組みます。

- ◆取組－13 安全に暮らせる環境の創出
- ◆取組－14 インクルーシブなまちづくり
- ◆取組－15 障害者等による情報利用の促進

図一 本市の障害者支援の全体像



## 第V章 障害者福祉に関する取組

### ■基本方針－1 自立と支援が融合した地域社会づくり

#### ◆取組－1 障害福祉に対する啓発の充実

##### 【取組の方向性】

障害の有無に関わらず、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会（地域共生社会）の実現を目指す必要があります。そのため、互いの心のバリアをなくし、理解と支え合いを行いながら、障害者が地域で暮らしていけるよう、障害についての学びや関わりを通じて、正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の充実・強化に取り組みます。

##### □広報・啓発施策の充実

障害者に対する「心の壁」を除去するため、障害者に対する理解促進、障害者雇用の推進に関する意識の醸成、福祉関係団体の行うイベントへの参加・協力、啓発用パンフレットの作成・配布などに取り組みます。また、障害者基本法で定められる障害者の日（12月9日）の周知を図ります。

##### □学校や地域における福祉教育の充実

小中学校においては、障害者に対する理解を促進するため、小中学校等での継続的な交流教育の推進を図るとともに、地域においても障害者に対する理解が深まるよう、福祉講座や講演会の開催などの機会の充実に努めます。

**令和5年度  
精神保健福祉講演会を開催いたします**

■講師  
筑波大学医学医療系  
助教 **新田 千枝** さん  
公認心理師・臨床心理士  
精神保健福祉士

～講師プロフィール～  
実務家として発達障害の心理査定、就労支援、アルコール依存症の支援に従事。2020年に久里浜医療センター研究員を経て、2023年より筑波大学医学医療系に就任。

■演題  
「心が健康であるために ～日々のメンタルヘルス～」

と き 令和5年11月14日(火)  
午前10時00分から午前11時30分  
(受付9時30分から)

と ころ 北茨城市民ふれあいセンター

締切日 令和5年11月10日(金)までに電話にて  
TEL：42-0782 地域福祉係まで

講演会の開催

**令和5年度  
精神保健福祉セミナー(全2回)のご案内**

【聞くこと】のコミュニケーション技法(傾聴)は、話し相手の悩みや不安の解消だけでなく、精神的健康維持や回復にも有効とされ、家族へのケアにもつながると考えられています。

市内において、障がいのある方が暮らしやすい地域を一緒に支えて下さるボランティアさんを養成するとともに、心の病を正しく学ぶことで偏見や差別をなくし、理解の輪を広げることを目的に開催します。

■講師  
ユタリラ相談室 **窪 暁子** さん、**前田 文子** さん

■演題  
【精神疾患の疾病と症状 ～配慮するポイント～】

と き 1回目 11月13日(月) 2回目 11月27日(月)  
両日とも午前10時00分から午前11時30分

と ころ 北茨城市地域福祉交流センター 2階会議室

内 容 1回目：代表される疾患特性への理解  
2回目：コミュニケーションの基礎「傾聴」について  
精神疾患への配慮と対応(ロールプレイングを含む)

締切日 令和5年11月10日(金)までに電話にて  
TEL：42-0782 地域福祉係まで

出典：社協だより

## ◆取組－2 自己決定・意思疎通支援の充実

### 【取組の方向性】

障害者が、情報を取得・利用し、自らの意思で暮らすためには、意思表示やコミュニケーションが不可欠ですが、障害によっては意思表示やコミュニケーションに困難を伴うこともあることから、障害に応じた意思疎通支援を行うとともに、障害のある人と障害のない人とのコミュニケーションの確保に取り組めます。

#### □地域への生活移行の支援

障害者の地域への生活移行を支援するため、障害者のニーズや事業者との連携強化を図りながら、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援に取り組むとともに、居住環境の改善や移動支援など、生活環境の改善に向けた支援の充実を図ります。

#### □自己決定の支援(合理的配慮)

障害の有無に関わらず、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、令和6年4月から合理的配慮の提供が義務化されます。教育、医療、福祉、公共交通等、日常生活や社会生活全般における障害者からの「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思表示に基づく合理的配慮の提供についての周知を図るとともに、適切な提供に努めます。

#### □障害特性に配慮した意思疎通支援

障害や難病により、意思疎通に支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣や養成などを行うとともに、情報技術を活用した意思疎通支援についても検討を行います。

## ◆取組－3 虐待防止・権利擁護の取組の充実

### 【取組の方向性】

障害者が地域や社会で自立して暮らすためには、障害者自身の権利を守るとともに、本人の意思に基づく適切に権利が行使できるようにする必要があります。そのため、障害者の人権や利益を擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解・尊重した上で、適切に代弁、代行できる体制整備を図ります。

また、障害者に対する虐待に対しては、虐待の防止を前提として、早期発見と迅速な対応、必要に応じた継続的な支援を講じる必要があることから、行政をはじめとする支援機関と地域を交えた体制づくりが求められており、それぞれの役割や連携方法の明確化、課題の共有を図り、障害者に対する虐待防止に向けた取組を強化します。

□虐待防止の推進

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」に基づき、障害者の尊厳を守り虐待を防止できるよう、早期発見に向けた体制づくり、パンフレットなどによる周知に取り組みます。

□権利擁護の充実

雇用の分野における差別的取り扱いの防止、障害を理由とする差別の解消を図るため、障害者差別解消法、障害者雇用促進法に基づく、合理的配慮の提供、苦情処理などについての周知を図るとともに、北茨城市成年後見制度利用支援事業に基づき、成年後見制度の利用を促進します。

## ◆取組－4 障害者支援体制の整備

---

### 【取組の方向性】

少人数世帯の増加や共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化など、障害者を取り巻く環境が変化する中で、障害福祉サービスのニーズの多様化が進んでいます。また、障害者の地域移行が期待される中では、継続的な支援の必要性も高まっています。そのため、必要となる障害福祉サービスが、今後も安定的に提供できる体制づくりが不可欠であり、民間事業者、教育機関、地域など障害者を支えるために重要な役割を担う主体との連携を強化するとともに、障害者に対する福祉サービスを提供する分野に関わる人材の確保に向け、雇用の維持や人材育成支援に取り組みます。

□福祉情報に関する情報共有の推進

障害者を取り巻く課題が複雑化・多様化する中で、必要な障害者支援体制の充実を図るため、市及び事業者、教育機関、地域など、障害者を支援する主体において、障害支援サービスや支援を必要とする障害者について、適切な情報共有を推進します。

□人材確保・定着に向けた取組強化

少子高齢化の進行等の下で労働力人口の減少が見込まれる中で、福祉分野の人材不足が指摘されていることから、事業者や教育施設、地域などと連携しながら、障害者福祉を担う人材の確保に努めます。

## ■基本方針－２ 地域と調和した暮らしを支える仕組みづくり

### ◆取組－５ 相談支援体制の充実

#### 【取組の方向性】

障害者や障害者を支える家族は、生活や就業などの面で悩みや不安を持っています。そのため、障害の種別や家族構成、年齢など、それぞれの人を持つ背景を理解しながら、必要な対応を講じ、障害に対する専門的な視点からの相談支援が実施できる体制を構築する必要があります。また、障害者を取り巻く環境が変化する中で、抱える問題も多様化していることから、個別事案に対する対応力の強化、関係機関での情報共有に取り組めます。

#### □障害者総合支援法に基づく支援の充実

本市では、障害者総合支援法施行に伴い、平成 25 年度から障害種別(身体障害・知的障害・精神障害・難病)にかかわらず、障害者が必要とするサービスを利用できるよう、「自立支援給付」による介護給付、訓練等給付、相談支援などを行うとともに、「地域生活支援事業」に基づく支援を行っています。引き続き、障害がある方の地域における社会生活を支援するため、利用ニーズを把握しながら、支援の充実に取り組めます。

#### □重層的支援体制の整備

これまでの福祉制度・政策と、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景として、国においては、重層的支援体制整備事業が創設されました。重層的支援体制の整備に向けては、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須となっていることから、関係部署と連携を取りながら具体化を目指します。

#### □基幹相談支援センター※機能の検討

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施するほか、地域の実情を踏まえ、各種の相談・支援を行う機関であり、障害者の地域における生活を支援するため、設置に向けた検討を行います。

#### □地域生活支援拠点の検討

障害の重度化や、障害者の高齢化、さらには「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者(児)やその家族の緊急事態への対応を図るため、地域生活支援拠点の設置について検討します。

## ◆取組－6 地域生活に対する支援

### 【取組の方向性】

障害者が地域で暮らすためには、障害者や支える家族について、地域や近所で必要な情報を共有し、自助・共助・公助を適切に組み合わせながら、支える体制をつくる必要があります。

地域共生社会においては、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」を目指すとされており、行政や障害者を支える事業者だけでなく、地域に暮らす人、ボランティアなど、多様な主体の参加を促進し、障害者が地域で暮らすことができる環境づくりを支援します。

### □地域包括ケアシステムによる支援の充実

障害者の持つ課題の多様化・複雑化に対応するため、地域包括ケアシステムによる自助・互助・共助・公助を組み合わせ、障害者が自宅や地域で自立した生活を支えることができるよう、相談・支援体制の整備、権利擁護に対する支援、人材確保や専門性の向上に取り組めます。

### □地域生活に対する支援の充実

障害者が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上が図られるよう、生活訓練やコミュニケーション手段の確保に関する施策の充実を図るとともに、地域における交流機会づくり、理解促進に努めます。

### □障害福祉サービスの利用促進

障害者が自宅や地域で自立した生活を送ることができるよう、居宅介護や短期入所、行動援護等の訪問系サービスの充実を図るとともに、支援を必要とする人が利用しやすいように、障害福祉サービスに関する情報発信の充実、各種制度を利用した経済的負担の軽減に取り組めます。



市心身障害者福祉センター通所者作品



## ◆取組－7 日中の活動の場の充実

## 【取組の方向性】

障害者が自立した生活を送るためには、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けながら、地域との関わりや移動手段の確保が必要となります。そのため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの適切な提供に加え、日常生活において不可欠となる外出(移動)や日中における地域活動を支えます。

## □自宅や地域等における活動環境の整備

障害者が、地域において自立した生活を送っていけるよう、自宅や地域等において活動できる環境づくりに向け、イベントや地域コミュニティへの参加を促進するとともに、デイサービス施設などの整備を支援します。

## □移動の確保に対する支援

障害者の日常生活における利便性を確保するため、公共交通施策と連携しながら、医療・福祉施設、通勤・通学先への移動手段の確保についての検討を行います。

## ◆取組－8 就労の支援(就労移行支援)

## 【取組の方向性】

障害者が社会的・経済的に自立するためには、収入の確保に向けた就労機会の確保が重要となります。障害者の就労には、障害者を受け入れる事業所や事業所で働く人の理解と協力、職務や就業環境の整備が不可欠です。そのため、障害者が、それぞれの能力に応じた就労が可能となるよう、雇用の創出や就業を希望する障害者と企業のマッチング、就労後の支援を効果的に組み合わせるなど、就労機会の確保と就労の継続に向けた支援に取り組みます。

## □障害者の就労を支援するための連携体制の強化

障害者の経済的自立を支援するため、教育機関や事業者との連携支援、ハローワークと連携した就業情報の発信などに取り組みます。

## □障害者の雇用環境の充実

障害者が就労し、就労を継続するためには、就労先の企業において、適切な職務の確保、周囲の理解などを含めた雇用環境の充実が必要であることから、障害者雇用の現状について、企業との間で継続的に協議を行う機会を創出し、障害者の雇用環境の充実を促進します。

## ◆取組－9 保健・医療の充実

---

### 【取組の方向性】

障害者の健康の維持・増進については、生涯にわたる健康づくりに対する支援が必要であり、疾病や二次障害の予防など、ライフステージに応じたきめ細かな保健・医療サービスの充実が必要です。

また、障害者の医療ニーズは多様であり、予防や治療だけでなくリハビリテーションなどを含めた体制づくりが求められることから、行政や医療機関、福祉施設などの連携を強化し、体系的な保健・医療体制を構築します。

#### 医療費負担に対する支援(自立支援医療制度)

障害者(児)が、生活能力及び身体機能の回復を目的とした手術を受ける場合や、精神疾患のある方の治療に必要な通院医療費について、自立支援医療制度により支援を行います。

#### 各種給付制度等による支援

障害者(児)が、必要な医療サービスを受けられるよう、養育医療費、小児慢性特定疾患医療費、特定疾患(指定難病)医療費、重度心身障害者(児)の医療費、国民健康保険特定疾病の医療費の助成を行います。

#### 母子保健・子育て支援の充実

障害については、できるだけ早期に発見し、乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。そのため、乳幼児健康診査、1歳児6か月児健康診査、3歳児健康診査等の母子保健を通じて早期発見に努めるとともに、保護者に対する支援や指導体制の充実を図ります。

#### 医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児については、コーディネーターの配置に加え、適切な療育や相談支援につながるよう、関係機関による協議の場の設置について検討します。

## ◆取組－10 身体とこころの健康づくりの支援

---

### 【取組の方向性】

障害者が健やかに暮らすためには、疾病の予防とともに、障害の重度化対策、心を健やかに保つための支援が重要になります。そのため、障害者とのコミュニケーションを通じて、生活の様子、身体やこころの状況を把握し、疾病や疾患への対応、こころの問題に対する対応を講じるほか、生涯を通じた健康づくりに向けて健康教育の充実に取り組みます。

#### リハビリテーションに対する相談・支援の充実

障害者の心身機能の回復・維持を支援するため、障害者やその家族からのリハビリテーションに関する相談に対応するため、医学、職業、社会、教育といった多様な分野の支援について、関係機関や事業者と連携しながら充実を図ります。

#### こころの健康づくりの充実

障害者やその家族のこころの健康を維持するため、相談窓口の充実、専門的人材の確保に取り組めます。

#### 健康づくりと障害の重度化防止に対する支援

障害者の健康づくりを支援するため、健診の受診勧奨や健康相談などを実施するとともに、介護予防にも取り組みます。また、障害者が、自立した生活を送ることができるよう障害の重度化防止を支援します。

## ■基本方針－3 社会参加と交流を通じ、関係づくりを促進する機会づくり

### ◆取組－11 障害のある児童の療育・教育の充実

#### 【取組の方向性】

障害児支援にあたっては、障害児の成長に合わせ、障害福祉サービスに加え、保健・医療、保育、教育、就労支援等、一人ひとりに合った切れ目のない支援を提供することが求められます。また、障害の疑いがある段階から支援や療育を行うことにより、障害の程度を軽減し、いわゆる「二次障害」の発生を防止できるよう、障害の早期発見・早期療育体制の整備・充実が必要です。また、児童生徒においては、会話やコミュニケーション支援も重要になることから、障害のある児童やその家族に寄り添いながら、ニーズに対応した障害福祉サービスの提供体制の確保に取り組みます。

#### □障害を持つ児童に対する支援体制の強化

障害を持つ児童の成長段階に合わせて、適切な療育・教育が実施できるよう、障害児やその家族への相談支援、放課後等デイサービス、児童発達支援や保育所等訪問による切れ目のない支援を行うとともに、児童発達支援センター※設置についても検討します。

児童発達支援センターは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害含む)のいずれかの障害があり、児童相談所、保健センター、医師などにより療育の必要性を認められた子供を対象とする施設で、障害児やその家族への相談や、障害児を預かる施設への援助・助言などを行う、地域の中核的な療育支援施設です。

#### □地域への参加促進

障害児の社会経験を豊かにするとともに、障害児に対する正しい理解と認識を深めるため、積極的に小・中学校の児童生徒や地域社会の人々と活動を共にし、ふれあう機会を積極的に設けるなど交流教育の充実を図ります。

## ◆取組－12 地域社会への参加の推進

## 【取組の方向性】

障害者が、スポーツや文化活動などに参加することにより、コミュニケーションの機会づくりや地域との関係づくりのきっかけとなるとともに、障害者自身の参加意欲を醸成する機会にもなります。そのため、スポーツや文化活動などに参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、スポーツや文化活動を通じ、障害のある人と障害のない人が相互に理解が深められるよう支援します。

## □障害者スポーツの推進

東京パラリンピックを通じて、障害者スポーツに対する理解が進んでいます。スポーツは、健康や生きがいづくりや、障害者との交流を促進する機会にもなることから、ニュースポーツ※をはじめとして、障害者がスポーツに親しむ機会を創出するとともに、指導者の育成に努めます。

## □文化・芸術活動を通じた交流促進

文化・芸術活動は、障害者の社会参加や交流促進の機会として重要であることから、社会福祉協議会や事業者、各種団体などと連携し、障害者が文化・芸術活動に参加する機会の充実を図ります。



市心身障害者福祉センター通所者作品

## ■基本方針－4 安全・安心な暮らしを支える仕組みづくり

### ◆取組－13 安全に暮らせる環境の創出

---

#### 【取組の方向性】

障害者が安全・安心に暮らせる環境づくりのためには、防災、防犯、交通安全などについての取組が必要になります。特に災害時においては、避難行動だけでなく避難所の環境についても配慮が重要となります。また、日常生活を送る環境についても、バリアフリーの推進やユニバーサルデザインの導入など、全ての人が使いやすい環境づくりが不可欠であり、ハード面の整備だけでなく、行政や地域、事業者などの連携によるソフト面での取組を強化し、障害者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

#### □防犯・事故防止(バリアフリー化)の推進

障害者の日常生活における安全を守るため、警察署、交番等との連携を強化するとともに、地域における見守りや支えあいについての啓発に努めます。また、交通事故などの防止に向け、歩道の整備や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などの安全対策を推進します。

#### □災害時の支援(福祉避難所、個別避難計画)

自然災害の激甚化、多頻度化が懸念される中で、障害者が安全に避難できる環境づくりは重要性を増しています。意向調査においても、迅速な避難や避難所での生活に対する不安が示されていることから、浸水や土砂災害の発生に備え、ハザードマップ<sup>※</sup>の周知、避難行動要配慮者名簿の作成、個別避難計画の作成を推進します。また、ハザードエリア内に居住する障害者、障害者施設については、リスクコミュニケーション<sup>※</sup>の充実に努めます。

一方、避難についても、福祉避難所の整備や障害者向け避難マニュアルの作成、防災訓練の実施などの充実に図ります。

## ◆取組－14 インクルーシブなまちづくり

---

### 【取組の方向性】

障害の有無に関わらずお互いを理解し合い支え合い、地域社会に参加することができるインクルーシブ(包摂性)な社会づくりが求められています。そのため、学校や企業、地域において、障害のある人と障害のない人の交流機会の創出や啓発活動の充実を推進し、障害の有無に関わらず、一人の人間として地域社会で自立して生き生きと暮らすことができるまちづくりを推進します。

#### □障害者に配慮したまちづくりの推進

障害者が、公共交通機関や公共施設をスムーズに利用し、社会参加しやすい環境を整備するため、「福祉のまちづくり」の視点に基づき、市街地や公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を促進します。

#### □住宅環境等の改善支援

障害者が暮らしやすい住宅環境を確保するため、障害者や高齢者向け住宅リフォームに関する相談体制を整備するなど、障害者の事情に応じた適切な住宅リフォームを促進します。

#### □移動手段の確保

移動手段の確保は、意向調査においても障害者が買い物や通勤を行う際の大きな課題として指摘されています。本市では、自家用車への依存度が高く公共交通の利便性が低いことから、「北茨城市重度障害者通院等交通費助成事業(タクシー助成券)」や市内巡回バスの利便性向上に努めるとともに、北茨城地域公共交通会議において、公共交通の維持や利用促進について検討を進めます。

## ◆取組－15 障害者等による情報利用の促進

---

### 【取組の方向性】

行政の各分野で情報化が進められる中で、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通を図る施策を充実させ、障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障害者が情報を適切に利用できるよう、情報アクセシビリティの向上を推進します。

### □情報アクセシビリティ・情報リテラシーの向上

生活のあらゆる面での情報技術の活用や、自治体DXが進む中で、障害者においても、日常生活における情報機器の利用が不可欠となっていることから、障害者の情報の取得や利用、意思疎通支援等において、情報技術の活用とともに、障害者が利用できる環境づくりの支援を行います。

### □意思疎通支援における情報技術の活用

意思疎通に支障がある障害者との意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣や養成等を行うとともに、情報技術を活用した意思疎通支援についての研究についても検討します。

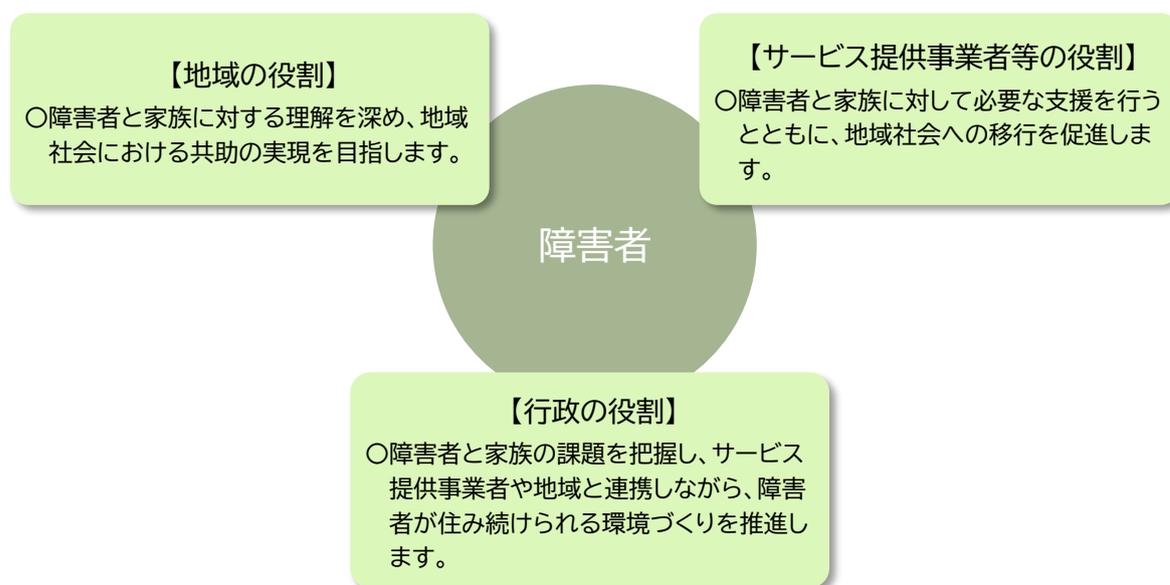
## 第VI章 計画の推進に向けて

### 1 計画推進の考え方

本計画の推進においては、社会福祉協議会や事業者といったサービス提供事業者等と行政の連携とともに、障害者やその家族が暮らす地域社会の理解が不可欠になります。また、本計画で位置づけた施策についての評価・検証により、施策の有効性を確認しながら、必要な改善に取り組み、施策をより効果的なものにしていく必要があります。

#### (1)各主体に期待される役割

障害福祉サービスを必要とする人に着実に提供するためには、障害者に関わる全ての人々が、障害者を巡る環境や課題を理解し取り組む必要があります。



#### (2)施策の進行管理・改善の考え方

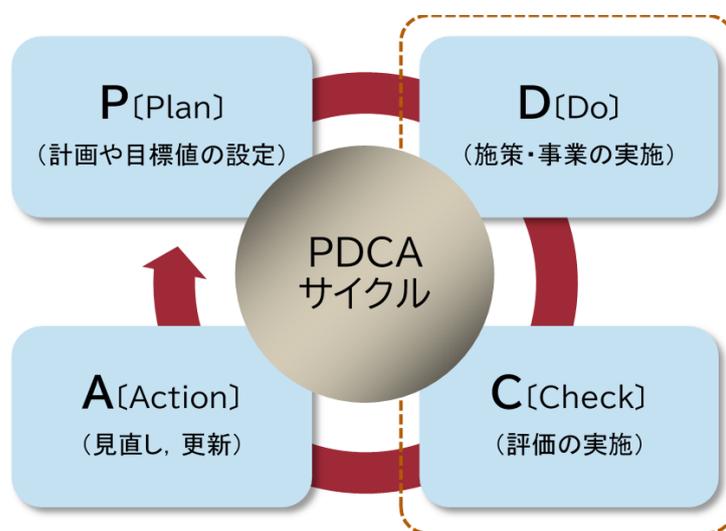
障害者に対する施策を効果的に進めるため、本計画に位置づけた施策の進捗や改善についての管理を行うことが不可欠であることから、年度単位で取組毎のレビューを行うこととします。

## 2 計画の進行管理

本計画では、第2編において目標指標等を設定していますが、これらを実現するためには、設定した目標を管理・把握し、施策の推進や改善に取り組む必要があります。

計画の進行においては、P(計画)－D(実行)－C(評価)－A(改善)サイクルによる進行管理が有効であることから、年度ごとに目標指標の達成状況を整理するとともに、その目標指標を達成するために実施した施策についての有効性や改善点を検証し、担当課や関係部署間において、成果や課題、改善事項等を共有します。

なお、国の動向、社会情勢の変化により、計画内容等に見直しが必要になった場合には、随時見直しを行うこととします。



## 第2編 北茨城市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

### 第I章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標

成果目標について、国の基本方針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。そのうち、市町村において設定する成果目標について、本計画に掲載します。なお、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量については、第2節以降に定めます。

#### 1 施設入居者の地域生活への移行

国の基本方針に即し、地域生活への移行については、令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者の6%以上とします。また、施設入所者数については、令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の5%以上を削減することとします。

項目	国の基本方針
地域生活移行 <sup>※</sup> 者数	○令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。
施設入居者数	○令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の5%以上を削減する。



北茨城市における目標	
令和8年度末までの地域生活移行者数	4人
令和8年度末の施設入居者数	73人

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	国の基本方針
精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	○令和8年度末までに精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 325.3 日以上とすることを基本とする。
精神病床における1年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満)	○令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値については、令和2年度と比べて約 3.3 万人の減少を目指すこととする。
精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点)	○令和8年度の精神病床における早期退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上。



北茨城市における目標	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のため、参画が想定される関係機関等とシステム構築に関する協議を行う。</li> <li>○なお、構築にあたっては、高齢者の地域包括ケアシステムとの連携について検討する。</li> <li>○国の基本方針に係る目標値については、ケアシステムの構築後に協議し、目標値を設定する。</li> </ul>

## 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項 目	国の基本方針
地域生活支援拠点の充実	○各市町村における地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
	○地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行う。
	○強度行動障害※を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。



北茨城市における目標	
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所
コーディネーターの配置人数	1人
検証及び検討の回数	1回

4 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	国の基本方針
一般就労移行※者数	○就労移行支援事業等の利用を経て一般就労する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援における一般就労移行者数	○令和3年度実績の1.31倍以上
就労継続支援A型※における一般就労移行者数	○令和3年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型※における一般就労移行者数	○令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合	○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上
就労定着支援事業の利用者数	○令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
就労定着率	○令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。



北茨城市における目標	
一般就労移行者数	4人
就労移行支援における一般就労移行者数 (令和8年度まで)	2人
就労継続支援A型における一般就労移行者数 (令和8年度まで)	1人
就労継続支援B型における一般就労移行者数 (令和8年度まで)	1人
就労移行支援利用終了者に占める、一般就労へ移行した者の割合5割以上の事業所数	市内に対象施設がないことから設定しない
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	1人
就労定着率	市内に対象施設がないことから設定しない

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

項 目	国の基本方針
児童発達支援センターの設置	○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置する。
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	○障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業者の確保	○令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	○令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
医療的ケア児支援のための協議の場	○各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	○各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。



北茨城市における目標	
児童発達支援センターの設置	1箇所
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	有
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業者の確保	無 (県及び周辺自治体と連携し確保に向けた検討を行う)
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	無 (県及び周辺自治体と連携し確保に向けた検討を行う)
医療的ケア児支援のための協議の場	設置(自立支援協議会)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	3人

## 6 相談支援体制の充実・強化等

項 目	国の基本方針
基幹相談支援センターの設置	○令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。



北茨城市における目標	
基幹相談支援センターの設置	1箇所
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回

## 7 サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築

項 目	国の基本方針
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	○令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。



北茨城市における目標	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	自立支援協議会において、障害者に対するサービスの向上に向けた検討を行う。

## 第Ⅱ章 障害福祉サービスの見込量

### 1 訪問系サービス

#### 〔 施策の方針 〕

必要なサービス提供量を確保するため、サービス提供事業者等との連携を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。第6期期間である令和3年度から令和5年度までの実績、障害者サービスを提供する施設の状況等を踏まえ算出します。

#### ■事業概要と現状

主な事業	事業の概要
居宅介護	自宅での入浴や排せつ、食事や通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由(特に介護が必要)な方に、自宅での入浴や排せつ、食事等の介助や外出等の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方に、外出時に必要な介助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動時必要な介助や外出時の移動中の介助等を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障害(常に介護が必要)のある方に、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

#### ◆訪問系サービスの状況

訪問系サービスについてサービス別にみると、居宅介護、重度訪問介護の利用量が多くなっています。

#### ◆訪問系サービスの見込み

世帯の小規模化や高齢化に伴い、居宅介護、重度訪問介護を中心にニーズの増加が考えられることから、これまでの利用実績を踏まえ、居宅介護、重度訪問介護を中心とするサービス提供を想定します。

区 分		利用人数・量		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅 介護	計画	実利用人数	(人/月)	訪問系サービス全体で算出			40	40	40
	実績	実利用人数	(人/月)	45	41	36	-	-	-
	計画	利用量	(時間/月)	訪問系サービス全体で算出			834	834	834
	実績	利用量	(時間/月)	717	759	751	-	-	-
重度訪 問介護	計画	実利用人数	(人/月)	訪問系サービス全体で算出			5	5	5
	実績	実利用人数	(人/月)	4	5	5	-	-	-
	計画	利用量	(時間/月)	訪問系サービス全体で算出			1,250	1,250	1,250
	実績	利用量	(時間/月)	498	1,456	1,267	-	-	-
同行 援護	計画	実利用人数	(人/月)	訪問系サービス全体で算出			4	4	4
	実績	実利用人数	(人/月)	3	2	4	-	-	-
	計画	利用量	(時間/月)	訪問系サービス全体で算出			25	25	25
	実績	利用量	(時間/月)	13	10	23	-	-	-
行動 援護	計画	実利用人数	(人/月)	訪問系サービス全体で算出			2	3	3
	実績	実利用人数	(人/月)	1	2	2	-	-	-
	計画	利用量	(時間/月)	訪問系サービス全体で算出			4	5	6
	実績	利用量	(時間/月)	4	3	3	-	-	-
重度障 害者包 括支援	計画	実利用人数	(人/月)	訪問系サービス全体で算出			0	0	0
	実績	実利用人数	(人/月)	0	0	0	-	-	-
	計画	利用量	(時間/月)	訪問系サービス全体で算出			0	0	0
	実績	利用量	(時間/月)	0	0	0	-	-	-
合計	計画	実利用人数	(人/月)	70	76	82	51	52	52
	実績	実利用人数	(人/月)	53	50	45	-	-	-
	計画	利用量	(時間/月)	607	731	750	2,113	2,114	2,115
	実績	利用量	(時間/月)	1,232	2,228	2,041	-	-	-

※令和3～5年の計画量は(実利用人数、利用量)は、訪問系サービス全体で算出していた。

## 2 日中活動系サービス

## 〔 施策の方針 〕

前期計画では、各年度同程度の利用者数が見られています。引き続き、新規利用者の把握とニーズを適切に把握し、利用者や利用時間数の増加が見込まれるサービスを中心に、新規事業者の参入を促進することにより提供体制の充実を図ります。

## ■事業概要と現状

主な事業	事業の概要
生活介護	○常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	○自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施する機能訓練と、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を行うために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施する生活訓練があります。
就労移行支援	○一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	○一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
就労継続支援(A型、B型)	○一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
療養介護	○医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	○自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。A型(福祉型)とB型(医療型)があります。

## ◆日中活動系サービスの状況

日中活動系サービスについては、生活介護が多くなっています。また、自立や就労に関するサービスは、自立訓練、就労移行支援(A型)、就労移行支援(B型)で多く、その他、療養介護、短期入所(A)福祉型などで利用が多くなっています。

## ◆日中活動系サービスの見込み

利用者数が増加している生活介護、自立訓練(機能訓練)、短期入所Aについて増加を見込むとともに、新たな施設の立地が見込まれる就労継続支援サービスについて増加を想定します。また、短期入所(医療型)の確保を目指すこととします。

区 分		利用人数・量	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活 介護	計画	実利用人数 (人/月)	113	116	125	130	134	140
	実績	実利用人数 (人/月)	123	126	125	-	-	-
	計画	利用量 (人日/月)	2,599	2,668	2,804	3,046	3,308	3,593
	実績	利用量 (人日/月)	2,257	2,279	2,313	-	-	-
自立訓練 (機能訓 練)	計画	実利用人数 (人/月)	1	2	3	4	6	9
	実績	実利用人数 (人/月)	1	2	1	-	-	-
	計画	利用量 (人日/月)	23	46	69	35	46	120
	実績	利用量 (人日/月)	23	46	2	-	-	-
自立訓練 (生活訓 練)	計画	実利用人数 (人/月)	1	2	3	2	2	2
	実績	実利用人数 (人/月)	1	2	3	-	-	-
	計画	利用量 (人日/月)	23	46	69	50	50	50
	実績	利用量 (人日/月)	21	22	44	-	-	-
就労移行 支援	計画	実利用人数 (人/月)	5	13	15	4	4	4
	実績	実利用人数 (人/月)	2	5	5	-	-	-
	計画	利用量 (人日/月)	115	299	345	60	60	60
	実績	利用量 (人日/月)	4	28	73	-	-	-
就労定着 支援	計画	実利用人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
	実績	実利用人数 (人/月)	1	1	1	-	-	-
	計画	利用量 (人日/月)	23	23	23	10	10	10
	実績	利用量 (人日/月)	1	1	1	-	-	-
就労継続 支援(A 型)	計画	実利用人数 (人/月)	15	17	19	23	25	27
	実績	実利用人数 (人/月)	24	25	23	-	-	-
	計画	利用量 (人日/月)	345	391	437	368	400	432
	実績	利用量 (人日/月)	383	398	371	-	-	-
就労継続 支援(B 型)	計画	実利用人数 (人/月)	90	94	100	130	135	140
	実績	実利用人数 (人/月)	106	113	119	-	-	-
	計画	利用量 (人日/月)	2,024	2,139	2,277	2,080	2,160	2,240
	実績	利用量 (人日/月)	1,753	1,820	1,982	-	-	-
療養 介護	計画	実利用人数 (人/月)	7	9	11	7	7	7
	実績	実利用人数 (人/月)	7	7	7	-	-	-
	計画	利用量 (人日/月)	215	253	279	207	207	207
	実績	利用量 (人日/月)	213	213	196	-	-	-

区 分		利用人数・量	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 A (福祉型)	計画	実利用人数 (人/月)	24	28	33	19	23	27
	実績	実利用人数 (人/月)	8	11	15	-	-	-
	計画	利用量 (人日/月)	360	420	435	174	210	247
	実績	利用量 (人日/月)	81	93	137	-	-	-
短期入所 B (医療型)	計画	実利用人数 (人/月)	1	2	3	0	0	1
	実績	実利用人数 (人/月)	0	0	0	-	-	-
	計画	利用量 (人日/月)	15	30	90	0	0	15
	実績	利用量 (人日/月)	0	0	0	-	-	-

### 3 居住支援・施設系サービス

#### 〔 施策の方針 〕

障害の状況や本人の希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホーム及び入所施設の必要量を見込み、事業者と協力して障害者の住まいの確保に努めます。

#### ■ 事業概要と現状

主な事業	事業の概要
共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### ◆ 居住系サービスの状況

居住系サービスのうち共同生活援助は、計画と実績が概ね合っていますが、施設入所支援については、実績の方が多くなっています。

#### ◆ 居住系サービスの状況の見込み

居住系サービスについては、地域生活への移行を促進するために必要となることから、現在の利用状況を鑑みつつ、地域移行を考慮した利用者数を想定します。

区 分		利用人数・量	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活 援助	計画	利用量 (人/月)	62	68	75	62	64	65
	実績	利用量 (人/月)	65	66	60	—	—	—
施設入所 支援	計画	利用量 (人/月)	69	65	61	78	75	73
	実績	利用量 (人/月)	78	76	77	—	—	—

## 4 相談支援サービス

## 〔 施策の方針 〕

「指定特定相談支援」及び「指定一般相談支援」から構成され、「指定一般相談支援」は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」からなります。サービス等利用計画の作成を一層促進するため、指定特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組みます。

## ■事業概要と現状

主な事業	事業の概要
計画相談支援	市町村から指定を受けた「指定特定相談支援事業者」が障害福祉サービス及び地域相談支援を利用する障害のある人に対し、サービス利用支援や継続サービス利用支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援です。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービスです。

障害福祉サービス等の利用の開始や継続に当たって、障害者の心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画を作成するものです。

## ◆相談支援の状況

相談支援については、計画相談支援の利用が中心で、地域移行支援、地域定着支援の実績は0人となっています。

## ◆相談支援の見込み

相談支援は、障害者本人だけでなく家族も含めて重要なサービスであることから、計画相談支援を中心に増加を想定します。なお、地域移行支援、地域定着支援については、引き続き事業者と連携しながら、必要な対応を行うこととします。

区 分		利用人数・量	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談 支援	計画	利用量 (人)	298	313	329	288	302	317
	実績	利用量 (人)	292	308	265	-	-	-
地域移行 支援	計画	利用量 (人)	10	10	10	0	0	1
	実績	利用量 (人)	0	0	0	-	-	-
地域定着 支援	計画	利用量 (人)	2	3	4	0	0	1
	実績	利用量 (人)	0	0	0	-	-	-

## 5 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。

### (1) 必須事業

地域生活支援事業のうち必須事業は、障害者等の生活を支援するための事業であり、10 の事業が定められています。

主な事業	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。
相談支援事業	障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用したまたは利用しようとする知的障害のある方または精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	障害のある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

## ◆地域生活支援事業(必須事業)の状況

必須事業については、障害者相談支援、日常生活用具給付等事業(排泄管理支援用具給付)、移動支援事業等が中心となっています。成年後見制度利用支援事業は、利用者は少ないものの、実績が計画を上回っています。意思疎通支援事業や移動支援事業は、計画に対して利用が少なくなっています。一方、理解促進研修・啓発事業、手話奉仕員養成研修事業は実施されていません。

## ◆地域生活支援事業(必須事業)の見込み

必須事業については、障害者等の生活を支援するために重要な事業であることから、現在までの利用状況を考慮しながら、見込み量の設定を行います。なお、理解促進研修・啓発事業、手話奉仕員養成研修事業については、これまでの実施実績がないことから、本計画期間中において実施を目指すこととします。

## ①理解促進研修・啓発事業の状況

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	理解促進研修 ・啓発事業	計画	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施
実績		実施の有無	無	無	無	－	－	－

## ②自発的活動支援事業の状況

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	自発的活動支援事 業	計画	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施
実績		実施の有無	有	有	有	－	－	－

## ③相談支援事業の状況

事業名	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	障害者相談支援	計画	利用量	(人)	57	63	69	40	40
実績		利用量	(人)	45	42	37	－	－	－

## ④成年後見制度利用支援事業の状況

事業名	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	成年後見制度 利用支援事業	計画	利用量	(回/年)	1	2	3	4	4
実績		利用量	(回/年)	3	3	4	－	－	－

⑤成年後見制度法人後見支援事業の状況

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	成年後見制度法人 後見利用支援事業	計画	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施
実績		実施の有無	有	有	有	-	-	-

⑥意思疎通支援事業の状況

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	意思疎通支援	計画	実利用量 (件/年)	36	36	36	10	10
実績		実利用量 (件/年)	14	10	1	-	-	-

⑦日常生活用具給付等事業の状況

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	介護、訓練支援用 具給付等給付量	計画	利用量 (件/年)	5	5	5	2	2
実績		利用量 (件/年)	6	3	1	-	-	-
自立生活支援用具 給付等給付量	計画	利用量 (件/年)	6	6	6	2	2	2
	実績	利用量 (件/年)	3	6	2	-	-	-
在宅療養等支援用 具給付量	計画	利用量 (件/年)	12	12	12	2	2	2
	実績	利用量 (件/年)	11	5	1	-	-	-
情報・意思疎通支 援用具給付量	計画	利用量 (件/年)	13	13	13	5	5	5
	実績	利用量 (件/年)	2	6	5	-	-	-
排泄管理支援用具 給付量	計画	利用量 (件/年)	1,500	1,500	1,500	1,200	1,200	1,200
	実績	利用量 (件/年)	1,387	1,291	941	-	-	-
居宅生活動作補助 用具給付量	計画	利用量 (件/年)	3	3	3	3	3	3
	実績	利用量 (件/年)	0	0	0	-	-	-

⑧手話奉仕員養成研修事業の状況

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	手話奉仕員 養成研修事業	計画	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施
実績		実施の有無	無	無	無	-	-	-

⑨移動支援事業の状況

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	移動支援事業	計画	利用量 (時間)	900	950	1,000	600	600	600
		実績	利用量 (時間)	703	580	485	-	-	-
		計画	実利用者数 (人)	30	35	40	16	16	16
実績		実利用者数 (人)	16	13	18	-	-	-	

## ⑩地域活動支援センター事業の状況

事業名	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	センターⅠ型	計画	設置箇所	(箇所)	1	1	1	1	1
実績		設置箇所	(箇所)	0	0	0	-	-	-
センターⅡ型	計画	設置箇所	(箇所)	2	2	2	2	2	2
	実績	設置箇所	(箇所)	2	2	2	-	-	-
センターⅢ型	計画	設置箇所	(箇所)	1	1	1	1	1	1
	実績	設置箇所	(箇所)	0	0	0	-	-	-

## (2)任意事業

任意事業は、障害者等の自立した日常生活や社会生活を実現していく上で必要になる事業を、市町村の判断により実施するものです。本市では、以下の事業を実施しています。

主な事業	事業の概要
訪問入浴サービス	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、身体機能の維持等を図るサービスです。
日中一時支援事業	障害者の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び一時的な休息を目的として支援を行うサービスです。
更生訓練費給付事業	施設に入所しながら就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方等に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことにより就労に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ります。
自動車運転免許取得・改造費助成事業	身体障害者が就労のために必要な自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツ・レクリエーション活動を通じて障害者間の交流を図るとともに、イベント参加等を通して社会参加を促進します。
障害者虐待防止対策支援	障害者虐待防止の啓発を行うことにより、障害者への虐待を未然に防止し、早期に発見することを目的として、市のイベント会場で「障害者虐待防止キャンペーン」を実施します。

### ◆地域生活支援事業(任意事業)の状況

任意事業については、本市では、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、自動車運転免許取得改造費助成事業、スポーツ・レクリエーション教室開催を行っています。

### ◆地域生活支援事業(任意事業)の見込み

地域生活支援事業(任意事業)については、既に実施している事業を継続するとともに、障害者のニーズの把握を行い、必要に応じて充実を図ることとします。

### ①訪問入浴サービス事業

事業名	区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実利用者数	(人)	3	4	5	3	3	3
訪問入浴サービス事業	実績	実利用者数	(人)	4	3	2	-	-	-

## ②日中一時支援事業

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	日中一時支援事業	計画	利用量 (日)	6,500	6,615	6,730	6,000	6,000
実績		利用量 (日)	6,927	7,591	4,009	-	-	-
計画		実利用者数 (人)	80	85	90	71	71	71
実績		実利用者数 (人)	66	79	68	-	-	-

## ③その他

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	更生訓練費	計画	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施
給付事業	実績	実施の有無	無	無	無	-	-	-
知的障害者 里親委託制度	計画	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施の有無	無	無	無	-	-	-
自動車運転免許取 得改造費助成事業	計画	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施の有無	有	有	有	-	-	-
スポーツ・レクリエー ション教室開催等	計画	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施の有無	有	有	有	-	-	-
障害者虐待防止 対策支援	計画	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施の有無	無	無	無	-	-	-

## 6 障害児福祉サービス

### 〔 施策の方針 〕

障害児の健やかな成長を支援するため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から支援できるよう、身近な地域での支援体制を確保するとともに、保健・医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係分野の連携を図ることにより、切れ目のない支援を行います。

### ■事業概要と現状

主な事業		事業の概要
児童発達支援センター		施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助 助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。
保育所等訪問支援		保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
難聴児支援のための中核的機能		聴覚障害児に対する切れ目のない支援と、多様な状態に対する支援を行うため、福祉部局と教育部局が連携し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする機能です。
重症心身障害児の支援	児童発達支援事業所	未就学児(小学校入学前の児童)を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス事業所	幼稚園及び大学を除く学校に通う児童(小学1年生～高校3年生)のうち、障害や支援の必要がある児童で、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
医療的ケア児支援	協議の場の設置	医療的ケア児とその家族を支援するため、保健、福祉、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場です。
	コーディネーターの配置	医療的ケア児等の支援を総合調整する役割を担います。医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携(多職種連携)を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のための役割が求められます。
障害児通所支援事業	児童発達支援	療育指導が必要とされた未就学の障害児を対象

		に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう、当該児童の身体及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行うサービスです。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。
	医療型児童支援	療育指導が必要とされた未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう、当該児童の身体及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行うとともに、身体状況により治療も行うサービスです
障害児相談支援事業		障害児が、障害児通所支援等を利用するにあたって必要となるサービス利用計画の作成と、その後のモニタリングを実施するサービスです。

#### ◆障害児福祉サービスの状況

児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の実施、難聴児支援のための中核的機能を有する体制、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保については、現計画の期間中での実績はありません。なお、保育所等訪問支援については、本市の独自の取り組みとして、「早期療育指導支援システム事業」において、巡回相談・指導を行っています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及びコーディネーターの配置については、コーディネーターの配置は行っていますが、協議の場の設置の実績はありません。

障害児通所支援事業のうち、児童発達支援の実利用人数については、計画よりも実績が上回っています。また、放課後デイサービスについては、利用量の実績は計画値に至っていませんが増加傾向にあります。

#### ◆障害児福祉サービスの見込み

障害児の健やかに成長できる環境づくりを支援するため、障害を持つ児童やその家族の支援、障害の疑いのある児童の支援に取り組むこととします。特に障害の疑いのある児童については、障害の早期発見と適切なサービス利用による効果が期待されることから、引き続き安定的なサービス提供を図ることとします。

(1) 児童発達支援センターの設置

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置数	計画	設置箇所数	1	1	1	0	0	1
	実績	設置箇所数	0	0	0	-	-	-

(2) 保育所等訪問支援の実施

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援利用者*	計画	利用量	1	1	1	0	0	1
	実績	利用量	0	0	0	-	-	-

※現在、「早期療育指導支援システム事業」において、巡回相談・指導を行っていることから、当該事業との調整を図りながら検討します。

(3) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
難聴児支援のための中核的機能	計画	確保(都道府県)	確保	確保	確保	確保	確保	確保
	実績	確保(都道府県)	なし	なし	なし	-	-	-

(4) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保状況

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援事業所	計画	事業所数(圏域内)	1	1	1	0	0	0
	実績	事業所数(圏域内)	0	0	0	-	-	-
放課後等デイサービス事業所	計画	事業所数(圏域内)	1	1	1	0	0	0
	実績	事業所数(圏域内)	0	0	0	-	-	-

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及びコーディネーターの配置状況

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の設置	計画	設置(圏域内)	設置	設置	設置	設置	設置	設置
	実績	設置(圏域内)	無	無	無	-	-	-
コーディネーターの配置	計画	配置(圏域内)	配置	配置	配置	配置	配置	配置
	実績	配置(圏域内)	有	有	有	-	-	-

## (6)障害児通所支援事業の状況

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	児童発達支援	計画	実利用人数	4	5	5	11	10
実績		実利用人数	17	16	12	-	-	-
計画		利用量	80	100	120	115	105	95
実績		利用量	81	87	64	-	-	-
放課後等 デイサービス	計画	実利用人数	42	46	50	70	80	92
	実績	実利用人数	47	54	61	-	-	-
	計画	利用量	966	1,058	1,150	784	896	1,030
	実績	利用量	530	642	718	-	-	-
医療型児童支援	計画	実利用人数	1	2	3	0	0	0
	実績	実利用人数	0	0	0	-	-	-
	計画	利用量	10	20	30	0	0	0
	実績	利用量	0	0	0	-	-	-

## (7)障害児相談支援事業の状況

事業名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	障害児相談支援	計画	利用量	57	63	69	74	76
実績		利用量	70	78	74	-	-	-



## 1 北茨城市地域自立支援協議会設置要綱

### 北茨城市地域自立支援協議会設置要綱

#### (目的)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条に基づく相談支援事業をはじめ、地域の障害福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場として、北茨城市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

#### (設置)

第2条 協議会に、協議会全体会(以下「全体会」という。)及び協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市が委託した指定相談支援事業者等の運営等について評価すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワークの構築に向けて協議すること。
- (3) 困難事例への対応方法の検討に関すること。
- (4) 北茨城市障害者福祉計画の策定に必要な検討を行うこと。
- (5) 地域の障害福祉に関して協議すること。

#### (組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 指定相談支援事業者に属する者
- (2) 障害福祉サービス事業者に属する者
- (3) 保健関係機関に属する者
- (4) 雇用・就労支援機関に属する者
- (5) 教育機関に属する者
- (6) 障害者関係団体に属する者
- (7) 障害者相談員
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他市長が必要と認める者

#### (全体会の会長及び副会長)

第5条 全体会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、全体会の会務を総理し、全体会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会の会議)

第6条 全体会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門部会は、第3条に規定する事項について専門的に調査研究する。

2 専門部会には座長を置く。

3 座長は委員の互選により定める。

4 座長は専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び部会の委員は、その職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

## 2 北茨城市地域自立支援協議会委員

区 分	所属等	氏 名	
指定相談支援事業者	北茨城市社会福祉協議会事務局次長	原 一 治	
	ライトハウス(地域生活支援事業所) 指導員	富 田 宏 美	
障害福祉サービス事業者	合同会社にここ 北茨城サービス提供責任者	菊 地 澄 英	
	社会福祉法人 ときわの杜はまなす荘施設長	岸 秀 明	
保健(医療)関係機関	廣橋病院地域医療連携室長	石 川 俊 樹	
	茨城県日立保健所保健指導主査	松 崎 容 子	
雇用・就労支援機関	高萩公共職業安定所総括	関 根 重 行	
	常磐谷沢製作所業務部部长	渡 辺 光 史	
	障害者就業・生活支援センター「まゆみ」 主任就業支援担当	山 本 廣 子	
教育機関	北茨城特別支援学校長	三 沢 博 樹	
障害者関係団体	北茨城市手をつなぐ育成会長	鈴 木 胖	
障害者相談員	知的障害者相談員		
関係行政機関	北茨城市民福祉部長	鈴 木 克 彦	
その他市長が 必要と認める者	東北福祉大学教授	三 浦 剛	委員長
	北茨城市民生委員児童委員協議会長	根 本 貞 一	
	北茨城地域自立支援センター理学療法士	鈴 木 和 江	

### 3 用語集

用語	概要
ICT	「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、情報通信技術を活用したコミュニケーションを目指すこと。インターネットに代表される通信技術を利用した産業やサービスなどのこと。
SDGs	人々が地球環境や気候変動に配慮しながら、持続可能な暮らしをするために取り組むための、世界共通の行動目標。持続可能な開発目標。「持続可能な開発」とは、1987年、国連の「環境と開発に関する世界委員会」が発表した報告書の中で定めた「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」のこと。
インクルーシブ	日本語では、「包括的(あらゆる要素をまとめて一つの大きなまとまりとして扱うさま)」を意味しており、障がい、性別、年齢など多様性を認め合う共生社会の実現を目指すこと。
ケースワーカー	身体障害や精神障害により社会生活上さまざまな問題を持つ個人や家族に対して個別的な援助を与える専門職のこと。
ニュースポーツ	20世紀後半以降に考案されたスポーツで、競技スポーツと異なり健康づくりや、交流を目的に、年齢や体力にかかわらず誰もが楽しめるスポーツのこと。
ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと。
ハザードマップ	洪水・土砂災害・火山の噴火など、災害の種類ごとに、危険箇所を記載した地図のこと。
バリアフリー	バリアフリーとは、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。
ヤングケアラー	本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている18歳未満の若者のこと。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
リスクコミュニケーション	災害発生時などに、市民や行政が適切なコミュニケーションを図るため、平時から準備を進めること。
育成医療	身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる18歳未満の児童を対象として、その障害の治癒、または軽減するための医療を受ける場合に、世帯の所得に応じて医療費を助成する制度。
一般就労移行	障害者が、福祉的就労(福祉サービスや訓練の一環として業務を行うこと)から、企業や公的機関などと労働契約を結ぶ働き方に移行すること。
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組などを行う拠点。

強度行動障害	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど、本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど、周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動、これら2つの行動が著しく高い頻度で起こるため、継続的に特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
更生医療	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方が、その障害を軽減したり、悪化を防いだりするための治療を行なう場合に、世帯の所得に応じて医療費を助成する制度。
合理的配慮	障害のある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすること。
指定難病	難病のうち、患者数が本邦において一定の人数(人口の0.1%程度)に達しないこと、客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が確立していることという要件を満たすもの。
児童発達支援センター	児童福祉法第43条で定められた児童福祉施設で、地域の中核的な療育支援施設として、障害児とその家族のための相談や療育など、総合的な支援を行う施設。
持続可能な開発のための2030アジェンダ	2015年9月の国連サミットで、全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標のこと。
情報アクセシビリティ	利用者の障害などの有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々がウェブサイト上で提供されている情報やサービスを利用できること。
成年後見制度	成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するため、生活における契約や手続きを支援する制度。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域生活移行	障害者自身が、自ら選んだ居住環境で、安心して自分らしい暮らしを実現すること。
特別障害者	障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方、療育手帳に障害の程度が重度として「A」「マル A」「A2」などと表示されている方、精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方、重度の知的障害者と判定された方などのこと。



---

北茨城市障害者基本計画・第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月

北茨城市市民福祉部社会福祉課  
〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原 1630  
TEL:0293-43-1111(代表)

---





